

令和6年3月定例会 政策総務常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年3月6日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和6年3月6日（水） 午前8時59分
散 会 日 時	令和6年3月6日（水） 午後3時50分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	中西 耕二郎
委 員	竹 田 悦 子 田 中 克 美 金 澤 孝 太 郎 茂 利 博 之
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 1 号	鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 2 号	鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 3 号	鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 7 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 1 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 1 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 藤崎 秀也

市長政策室副室長 沼上 勝

秘書課長 中山 浩一

総合政策課長 富田 真久

(総務部)

総務部長 岩間 則夫

総務部副部長 関根 正

総務部参事兼

職員課長 戸ヶ崎 徹

総務部参事兼

やさしさ支援課長 小川 裕子

総務課長 小倉 英樹

ICT 推進課長 中根 哲

契約検査課長 中越 好康

総務課副参事 遠藤 美穂

職員課副参事 小林 健介

(財務部)

財務部長 谷 広明

財務部副部長 鈴木 誠司

財政課長 高田 史

資産管理課長 秋元 宏康

税務課長 原口 佳之

収税対策課長 野口 高志

資産管理課副参事 山岸 晃

会計管理者 関口 泰清

会計課長 沼上 早苗

監査委員事務局長 田島 盛明

監査委員事務局副局長 鈴木 恵子

吹上支所長 岡田 和弘

川里支所長 山縣 一公

書記 國島 清文

書記 星 圭也

（開会 午前 8 時 5 9 分）

（委員長）ただいまから政策総務常任委員会を開会します。

委員会記録の署名委員を指名いたします。竹田悦子委員と田中克美委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第21号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第23号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会に付託された部分、議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第41号の一般会計予算については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第37号及び第41号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

この方法でご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

（竹田）資料請求をお願いしたいと思います。

新年度予算の中で、62ページの土地売払収入の内訳について、いつもこれ要求しておりますので、お願いしたいと思います。

それから、102ページです。ふるさと納税に関わる部分で、支出先の、いわゆるさとふるも増やすという、委託先に増やすというので、支出先、委託先についての一覧を頂きたいと思います。

それから、会計年度任用職員の資料ということでお願いしましたが、今日出していただいておりますので、それは結構です。職員の資料と併せて会計年度任用職員の資料などもありますので、それは結構です。

それからあと、98ページに包括施設管理委託業務でまた25施設増やすというふうな報告などもされていきますので、包括施設管理業務委託の管理する施設名をお願いしたいと思います。

以上、すみません、委員長、お諮りいただきたいと思います。

（委員長）ただいま竹田委員より資料請求がございました。請求のありました資料について、執行部は提出することは可能でしょうか。

（資産管理課長）まず、資料請求の1番目なのですが、財政売払収入の内訳ということなのですが、令和6年度の予算計上したものにつきましては、具体的な土地の売払いを見込んではいません。赤道などの随時道路等の売払い、こちらの令和2年度から令和4年度の過去3年間の平均として計上しています。ですので、過去3年間の払下げを行った額の平均を予算額としていますので、この収入の一覧を用意するというのはちょっと難しいというふうに考えています。

それと、4番目の包括施設管理業務委託の管理する施設名につきましては、議案第41号の質疑開始前までに提出いたします。

以上です。

（総合政策課長）請求のありました2点目のふるさと納税の関係ですが、寄附受入れ窓口として利用しているポータルサイトのそれぞれの積算の内訳ということでよろしかったでしょうか。

（竹田）はい。

（総合政策課長）こちらの資料につきましては、一般会計予算の質疑開始までに提出させていただきます。

以上です。

（委員長） それでは、お諮りいたします。

竹田委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（委員長） それでは、執行部におかれましては、資料の用意をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 0 6 分）



（開議 午前 9 時 1 2 分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第21号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（総務部参事兼職員課長） おはようございます。議案番号第21号につきましては、職員課から説明させていただきます。

それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第21号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、改正の概要ですが、人事院規則が改正され、国家公務員においては夏季休暇の使用可能期間である7月から9月が業務の繁忙期であること、その他の業務の事情により当該期間内に休暇の全部または一部を使用することが困難であると認められる場合について、休暇の使用可能期間が6月から10月に拡大されたことに伴い、本市における夏季休暇の取得可能期間を拡大するものです。また、年次有給休暇や特別休暇等の付与単位を暦年単位から年度単位に変更するものです。

次に、主な改正の内容ですが、新旧対照表を基に説明させていただきます。初めに、第12条の改正は、年次有給休暇に係る規定で、付与単位を年度単位に改め、第1項第2号、第3号及び第2項において付与単位の変更に伴う所要の改正を行うものです。

次に、第14条の改正は、特別休暇に係る規定のうち、第13号の不妊治療休暇、第16号の子の看護休暇、第17号の短期介護休暇、第21号のボランティア休暇、第22号の夏季休暇について、付与単位を暦年単位から年度単位とするものです。また、第22号の夏季休暇に係る改正では、取得期間について、一の年の6月15日から9月30日までの期間と規定していたものを、一の年度の6月から9月までの期間とし、当該期間が業務の繁忙期であること、その他の業務の事情により当該期間内に全部または一部を使用することが困難であると認められる場合は10月の取得を可能とするものです。

次に、第16条の改正は、組合休暇についても付与単位を年度とするものです。

次に、附則第2項から第5項については、付与単位の変更に伴い、令和6年度における経過措置について規定するものです。まず、附則第2項は令和6年度に使用可能な年次有給休暇の日数について規定するものです。具体的には、令和6年4月1日において令和6年3月31日から引き続き在職する職員の令和6年度の年次有給休暇の使用可能日数は、令和6年1月1日に使用できる日数から同年1月から3月までの間に使用した日数を減じた日数に翌年1月から3月までの期間に対する付与日数の5日を加えた日数とするものです。

次に、附則第3項は、附則第2項の規定により令和6年度に使用できることとなった日数について、その使用可能期限を規定するもので、令和5年から令和6年に繰り越された日数分について、令和6年度末である令和7年3月31日まで使用可能とし、令和5年から令和6年に繰り越された日数分以外の日数については、令和7年度末である令和8年3月31日まで使用可能とするものです。

次に、附則第4項は、条例第14条第2項の特別休暇のうち、暦年で付与していた第13号、第16号、第17号、第21号について、令和6年度に使用可能な特別休暇の日数について規定するもので、令和6年度の使用可能日数は、令和6年1月1日に使用できる日数から同年1月から3月までの間に使用した日数を減じた日数に翌年1月から3月までの期間に対す

る付与日数の2日を加えた日数とするものです。

次に、附則第5項は、令和6年度に使用可能な組合休暇の日数について規定するもので、令和6年度の使用可能日数は、令和6年1月1日に使用できる日数から同年1月から3月までの間に使用した日数を減じた日数に翌年1月から3月までの期間に対する付与日数の5日を加えた日数とするものです。

この一部改正条例の施行日につきましては、令和6年4月1日とするものです。

議案第21号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（田中）まず、夏季休暇の日数を知りたいのですが。

（総務部参事兼職員課長）令和5年度に付与した夏季休暇の日数につきましては7日となります。

以上です。

（田中）通常の休暇の日数は、先ほどちょっと説明があったのですが、新規採用の人とか、前からいる人とか、公務員の場合は初めから私は20日だと思っていたのですが、それとさっきの計算方法の年度末の1月から3月に使用した日数プラス2とかプラス5というの、この説明がちょっとよく分かりません。もう一回その辺を分かるようにお願いします。

（総務部参事兼職員課長）今までは、年次有給休暇につきましては暦年で付与していました。ですので、1月1日から12月末までということで付与しています。新規採用で4月1日に採用された方につきましては、4月から12月までの分ということで15日、1月に改めて20日を付与している形になります。先ほどの繰越しの関係とかについては、今までも、今まで暦年でやっておりましたので、1月から12月までの例えば年次有給休暇でいうと20日。今度は年度に変えますので、翌年の1月から3月までの分を5日間の分を足して、改めて付与する形になります。繰越しについてはちょっと複雑になってしまっているのですが、今

までであれば1月1日から12月末までの分、20日付与されまして、そのうち5日使ったとすると15日が残っていたわけなのです。それを翌年の1月のときに15日プラス付与する日数20日を付与して35日ということで、1年間、1月から12月の分を付与している形になっています。そこが、今度暦年から年度に変わりますので、その新たに付与した、先ほどのお話ですと15日については、その年の年度のところで終わりになります。ただ、20日に改めて付与した分については翌年の繰越しの関係がありますので、もう1年先になるというような扱いになります。特別休暇についても同じような関係で暦年から年度に変える関係で、その期間、1月から3月の分をプラスして付与するという形になります。

以上です。

（田中）それでは、実際に使用しなかった日数とか、職員の中でずっと使用していない、昔だと強制的に休ませるというのがあったかと思うのですが、今職場が忙しくて休めない人は永久に休みを使わないで、その翌年も使わないでいるとその前の年のがなくなってしまうという、こういうのだと思うのですけれども、それって現実的にはどのようなようになっているのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）まず、年次有給休暇につきましては、年度当初に所属長のほうになるべく年次有給休暇を使ってくださいということでお話ししています。課長ヒアリングの際とかも必ず最低5日は取るようお願いしたいということでお話ししている状況です。ただ、年次有給休暇、20日基本的には付与されますので、その中でどうしても使い切れなければ翌年に繰り越してというところで、最終的には40日を超えてしまう場合には切捨てになってしまいますので、そこはどうしても制度上やむを得ないのかなというところを思っています。

以上です。

（田中）その件なのですけれども、ちょっと1点変な質問しますけれども、今は、買取りというのではないのですけれども、休暇の何かの代償というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）特に、民間企業と違いまして、残日数につい

て買取りをするとか、その代わりに何か手当とかで支払うとか、そういったことはございません。

（田中） ちょっと外れるかもしれないのですけれども、病休というのがあとありますよね。病休も日にち多分決まっていて、だんだん、だんだん厳しくなっていると思うのですけれども、その有給休暇と病休と、実際に病気であれば年休使わないで病休を取るというのがあるかと思うのですけれども、その辺の兼ね合いというのはどのようになっているのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長） 病気休暇につきましては、様々な理由で取得をすることがあります。実際にはインフルエンザでちょっと体調崩して休むとか、あとは風邪を引いて休むとか、そういった場合には薬局とかの明細書とか、あとは日にちがちょっと1週間とか長期にわたる場合は診断書とかを提出していただいて、基本的にはその病名に応じた病気休暇を取得していただくのが最優先かなと。有給休暇につきましては、基本的には心身のリフレッシュとか、それと家庭の学校の行事とかで休むとか、そういったところに使っていただくのが通常なのかなというふうに考えています。

以上です。

（田中） 今のお話だと、病休については何らかの分かる証明みたいのが要するという話なのですけれども、今日ちょっと気分が悪いので休んだとかというのは認められないのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長） 病気休暇につきましては、先ほどお話ししたとおり、何かしらの書類が必要となります。それ以外でちょっと体調が悪いとか、そういった場合は、年次有給休暇を使っていただく形になります。それ以外の、ちょっと話がずれてしまうかもしれないのですけれども、生理休暇とかにつきましては、特別な書面は必要ではございません。以上です。

（金澤） それでは、議案第21号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、前任者等も質問がありましたが、ちょっと質問させていただきます。

担当部のほうの説明というものの文書が、これ総務省の自治行政局のほうから出た通達の文を説明しているという形に見ているのですが、まず地方公務員の一般的な年間休日数というのはどの程度か。結局土日とかは休みなのだろうけれども、何日ぐらいになっているのか、まずお聞きしたいのですけれども。

（総務部参事兼職員課長）令和５年度で土日、祝日、年末年始を数えますと123日になります。令和５年度はうるう年になっていますので、ちょっとその辺で、逆に言うと平日の勤務日数は243日となります。以上です。

（金澤）年間で123日という形でございますが、そのほかに年次休暇の平均使用日数というのは、本市の場合、年度によって違うのだろうけれども、４年、５年ぐらい分かるかな。４年度、５年度は。

（総務部参事兼職員課長）鴻巣市の年次有給休暇の平均取得日数は、４年度が9.5日、５年度が11.4日……すみません。４年度ではないですね、暦年なので。すみません。４年が9.5日、５年が11.4日となっています。

（金澤）その平均使用日数というの今お話がありましたけれども、他市に比べて鴻巣市の場合はどういう状況になっている、分かりますか。

（総務部参事兼職員課長）総務省が出しております、ちょっと古くなってしまうのですが、令和４年度の地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果では、令和４年、年次有給休暇の全国平均取得日数は、市区町村1,721団体で12日となっております。

以上です。

（金澤）本市の場合の大体使用日数等は分かりました。それで、今回の条例の一部改正の中で夏季休暇というのが出ていますが、この夏季休暇というのは何日間という決まり事というのはあるのですか。例えば７日間とかよく言われるのですけれども。

（総務部参事兼職員課長）夏季休暇については、７日間（P.16「７日」に発言訂正）となっています。

以上です。

（金澤）今回ののは、夏季休暇、冬季休暇とかいろいろあるのだろうけれ

ども、夏季休暇の7日間のものという形で限定しているのですけれども、まず夏季休暇の本市の職員の取得状況というのはどの程度ですか。

（総務部参事兼職員課長）先ほどと同じ令和4年が平均で6.92日になります。令和5年が平均で6.96日となっております。以上です。

（金澤）7日間に対して6.9とか6.幾つ、大体取得できているなという感じはします。それで、夏季休暇云々の場合には連続して取得するというふうに我々は解釈しているのですけれども、取得者が担当している業務というのは当然あると思うのだけれども、その業務というのは当然ほかの人にやってもらわなくてはできないわけなのだけれども、引継ぎとかそういうものというのは書面等での作成というのはやっているのですか。

（総務部参事兼職員課長）夏季休暇につきましては、民間企業と異なっておりまして、半日単位、1日単位での取得になります。なので、業務の状況とかを考えて、それぞれに個人個人が夏季休暇を取得していると考えております。どうしても業務が重なって、休みたい日と重なった場合は、担当内で調整していただいて、担当の業務を引き継いでいただくとかという形でやっていただいていると思っています。引継ぎ書につきましては、通常であると人事異動とかで最終的に人が替わって業務を次の人に引き継ぐとき、そういったときには使っているかと思います。以上になります。

（金澤）今のご説明ですと、担当部署、担当課であれば誰でもその仕事がこなせるという考え方でいいのかな。いわゆる金太郎あめではないのだけれども、誰か一人休暇取っても、その部署のものについては全ての人がその仕事に対応できるという考え方でよろしいのですか。

（総務部参事兼職員課長）業務については、全ての課ではないとは思いますが、主担当、副担当ではないのですけれども、設けているかと考えています。先ほどお話ししたように、どうしてもちょっとその担当の職員が出なくてはならないとかいうところにつきましては、休みたい方と所属長のほうが調整していただいて、最終的にそこで出勤して

勤務していただくのか、それとも業務の内容を別の担当者に細かく説明して、その別の方にやってもらうのか、そういったことをやっていただいているかというふうに考えています。

以上です。

（金澤）そうすると、自分の担当セクションのものがあって、それがほかの人だとなかなか分からない、やっぱり自分でないと処理ができないというものは当然あると思うのだ。そういう場合には、やっぱり休暇であれ、所属長の許可をもらって出勤してもらうとか、そういう発想になるのですか。

（総務部参事兼職員課長）すみません、その細かい実際にどっちを優先するのかというのは職員課ではちょっと答えづらいというか、分からない部分があります。所属長のほうでその業務の中身というか、業務の内容と担当者の休暇の理由というか、その辺を判断していただいて、どちらを優先するのかというところになってくるかというふうに思います。

（P.16に発言訂正）

（金澤）最後にちょっと質問ですけれども、夏季休暇の場合、先ほど7日間という形ですよね。そうすると、いわゆる7日間は継続して休暇を取れという指示なのでしょう。その発想が我々とちょっと違うところあるのだけども。

（総務部参事兼職員課長）夏季休暇につきましては、継続してではなくて、それぞれ夏季休暇を取る職員が半日もしくは1日単位で取る形になっております。

以上です。

（金澤）そうすると、7日間という期間はあるけれども、それが半日であれ、2日間取るとか、自由に選択ができるという形なのですか。

（総務部参事兼職員課長）そのとおりになります。

（金澤）何か公の職員というとコンプライアンスの問題等も出ているので、実際そういうものが7日間なら7日間継続して取るとか、逆に上司のほうは取らせるとかという問題で何か問題が起きる可能性もチェックできると思うのだけれども、今の状況だと非常に細かく取得できると

いう状況なので、その辺は今後のちょっと考え方になるかなというふうに私は考えます。

以上です。

（中西） それでは、議案第21号について質問いたします。

まず、今回の改正が取得期間の変更というところになると思うのですが、この改正の目的について教えていただければと思います。

（総務部参事兼職員課長） 年次有給休暇等の取得の単位を年度に変える改正の目的ということでよろしいでしょうか。

（中西） そうです。

（総務部参事兼職員課長） 今までは、新規採用職員とか、それから再任用で任用する職員につきましては、4月1日の採用時にその年の4月1日から12月末までの期間について年次有給休暇を付与していました。また、1月の1日の日に改めて暦年で付与しておりますので、12か月分の年次有給休暇等を付与しています。年度で2回付与している形で、ちょっと事務も煩雑化していて、ちょっと分かりづらいという部分もありましたので、今まで暦年単位で付与していたものを年度単位で付与するという形に変更したいというふうに考えています。

以上です。

（中西） 分かりました。

そうしたら次に、夏季休暇について、6月から9月を原則として、10月まで延びるというところなのですからけれども、10月まで延びて取りやすくなったのかと思いきや、かえってこれが先延ばしになってしまっていて取りづらくなる心理というところもあると思うのです。そういうことで原則的な6月から9月までの期間に取得させることが大切だと思うのですが、そういった方策って取られるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長） 夏季休暇につきましては、毎年6月の下旬に夏季休暇の取得についての通知を出しております。その中で、計画的に夏季休暇を取得していただきたいということで、計画表のほうを作成していただくようお願いしております。この計画表につきましても、まずは6月から9月までの期間で計画的に夏季休暇を取得していただくよ

うにお願いしまして、その上でどうしても業務上とかの理由で取得が困難な場合に限って10月の取得を認めるような方針でいきたいというふうに考えています。

以上です。

（中西）計画的に取るということで分かりました。

次に、年次有給休暇なのですけれども、これの終期が年度末となったというところで、こちらと同じく先延ばしした結果、年度末が多忙なため、なかなかかえって取りづらくなってしまうというところもあると思うのです。なので、計画的に取得していくことが必要だと考えられるのですけれども、対策は取られるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）年次有給休暇につきましても、年度当初の課長ヒアリング等で、先ほどお話ししたように、計画的に年次有給休暇も取得していただきたいということで、平均で10日、最低でも5日を取っていただくようお願いしていきたいと思っています。また、庁内調整会議とか経営政策会議とか、そういった会議の中でも休暇の取得について促進をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（中西）最低でも5日取るというところで計画的にされている、庁内調整会議でも計画的に周知されているというところは分かりました。最低5日取るというところで、取らなければいけないというところで、その取った代わりに土日出たりとか、例えば取っておきながら出てきたりとか、そういうことも考えられるのかなと思うのですけれども、何かそういう対策とかというのはされるのですか。

（総務部参事兼職員課長）夏季休暇を申請していて勤務に来てしまうと、そういったことがないように、所属長等にはお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（中西）夏季休暇だけでなく、年次有給休暇のほうも取っておきながらちょっと来てしまうというところもあると思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）そちらにつきましても同じように、休暇を取得していながら勤務に来ることがないように、引き続き周知していきたいと思います。

以上です。

（竹田）まず、この休日及び休暇に関する条例改正に当たって、職員組合とはどんなふうな合意がされているのか、まず1点目お聞きします。

（総務部参事兼職員課長）こちらの条例につきましては、職員組合と数回事務折衝しまして、合意に至っております。

以上です。

（竹田）例えば時間休の取り方というのもあると思うのです。その時間休の取り方についてはどういうふうな、どこまでどのように運用されていくのかお伺いします。

（総務部参事兼職員課長）時間休につきましては、年次有給休暇につきましては時間休、それから半日単位、1日単位での取得となっています。夏季休暇につきましては、半日、1日単位という形での取得の単位となっています。

以上です。

（竹田）いわゆる1月から12月までの1年の間と、今後年度でやっていくわけですがけれども、いわゆる年次有給休暇を管理するというか、難しいと思うのですけれども、それは個人管理なのか、それとも職場の管理になるのか。例えば職場を異動した場合に、今までは12月までだったのだけれども、1月から3月までにするということも含めれば、非常に今の異動の期間というのですか、移行の期間は休暇の管理が難しくなると思うのですが、その場合はあくまで個人管理として職場を異動して休暇をお願いするということになるのか、ちょっとその点を確認したいと思います。

（総務部参事兼職員課長）休暇の管理につきましては、庶務事務システムというシステムで運用しています。なので、各個人がそのシステムを見れば、何日取得していて何日残りがあるのか、当然移行についても同じようにシステムを見れば、そこで何日使っていて何日残っているのか

が分かるような形になっております。

（竹田）確認です。ということは、もちろん本人の自己のありますけれども、その異動した場合の今度所属長にも同じように見るということができるということによろしいのですか。

（総務部参事兼職員課長）おっしゃるとおり、今の休暇の状況とかも、異動先でも所属長が見れる形になっております。

（竹田）ということは、個人の情報だから、どのくらい取得しているかということは個人の情報ですけれども、所属長も見ることができる。では、その計画を出すに当たって、例えば夏季休暇の計画を出す、それから年次有給休暇も私用で休みたいといった場合の、いつ出すかというのは、ほかの人との整合性もあると思うのですが、他の職員も見ることができるのですか、システム上では。

（総務部参事兼職員課長）システム上では、所属長以外が見ることはできないです。夏季休暇については、紙ベースで計画表も作っていますので、そこで誰が休みたい、誰がいつ休みたいって調整もそこでいただいております。

（竹田）分かりました。ちょうど移行の時期なので、この条例改正後はちょっと難しいところもあると思うのですけれども、あと最高で20日を超えることができないという規定にもなっていますけれども、20日を超えるような年休の取得状況というのはあるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）すみません、20日を超えて繰越しできなくて切り捨ててしまうという部分にはあるというふうに認識しています。ただ、実際に何人とかというところまでは、ちょっとこの場ではお答えすることはできません。

以上です。

（竹田）特別休暇というか、子どもの看護休暇も対象となる、国のほうでは子どもの年齢が引上げが行われていますけれども、そういう点では鴻巣市ではどのような運用がされるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）国の通知を見ますと、6年に子の看護休暇の対象の年齢の引上げを検討するということでもあります。まだ具体的にど

こまで引上げを行うかというのが決まっておきませんので、それも見ながら、鴻巣市でもどこまで引き上げるかというところを考えていきたいというふうに考えております。

（竹田）今回の条例改正が年度なので、非常に分かりやすくはなっていると思うのですがけれども、これらに伴って夏季休暇の取る期間ももっとフラットになっていくなというふうに思うのですがけれども、全体に職員の働き方への改善というのは、これらの条例改正によって改善されていくのかどうか、環境がよくなるのかも含めて最後確認をしたいと思います。

（総務部参事兼職員課長）まず、夏季休暇につきましては、取得の期間が10月まで認められるということで、今までなかなか9月までに切り切れなかった方が今度取れるような形の部分もありますので、先ほどの子の看護休暇についても国の方針等を見ながら考えたいと思っています。なので、職場環境につきましては改善、今までよりはよくなるかなというふうに思っております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

（なし）

（委員長）賛成討論はございませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第21号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手

を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時52分)

◇
(開議 午前10時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第22号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

ちょっと待ってください。失礼しました。

(総務部参事兼職員課長) すみません。先ほどの議案第21号の金澤委員さんからの質問に対して、夏季休暇の取得日数のところなのですが、「7日」というふうに発言するところ、「7日間」というふうに発言してしまったようです。訂正のほうをお願いしたいと思います。

それから、業務と休暇を選択してみたいなちょっと発言をしてしまいましたが、業務に支障がないように調整していただきたいということで、そのこの部分の訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(委員長) ただいまの発言の修正についてはご了承願います。

なお、字句その他の調整につきましては委員長に一任願います。

大変失礼しました。

(職員課副参事) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第22号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、改正の概要ですが、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律において、パートタイム会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるものとされました。これは、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から行われた措置であり、一部改正法は令和6年4月1日から施行されることになりました。また、総務省の会

計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルが改正され、6か月以上の任期があるフルタイム会計年度任用職員については勤勉手当を支給する必要があること、6か月以上の任期があり、週当たり15時間30分以上の勤務時間があるパートタイム会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給すべきものとされました。こうしたことから、本市においても会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できるよう規定を整備するものです。なお、勤勉手当の支給月数については、常勤職員の規定を準用することから、令和6年度においては常勤職員と同様に年間2.05月分となります。

次に、主な改正の内容ですが、新旧対照表を基に説明させていただきます。初めに、第2条の改正は、フルタイムの会計年度任用職員及びパートタイムの会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加えるものです。次に、新第17条は、勤勉手当の支給に係る規定を加えるもので、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員への勤勉手当の支給方法等は、常勤職員の給与に関する条例第16条の勤勉手当の規定を準用することとし、会計年度任用職員に適用させるため、勤勉手当基礎額の算出方法の読替えについて規定するものです。また、この規定を第17条として既存の条に追加するため、既存の第17条以降を1条ずつ繰り下げるものです。

次に、附則第2項の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、この条例の第7条第2項において、6月1日及び12月1日の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員以外の職員については、基準日以前6か月以内の期間に勤務実績がある職員に対して、基準日に係る勤勉手当を支給することを規定しておりますが、会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とすることから、会計年度任用職員を除く部分を削るものです。

この一部改正条例の施行日につきましては、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律のうち、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができる規定の施行日が令和6年4月1日であることから、令和6年4月1日とするものです。

議案第22号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

（金澤）それでは、議案第22号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで、何点か質問をさせていただきます。

まず、基本的なことで確認なのですが、会計年度任用職員、本市の場合は契約期間は原則1年という形で解釈していいのですか。

（職員課副参事）会計年度任用職員になりますので、1会計年度ということになりますので、3月31日までということになります。

以上です。

（金澤）分かりました。では、それに基づいた形で質問をさせていただきます。

まず、今回期末手当、勤勉手当の中で、勤勉手当を支給するという形になるのですが、ではその勤勉手当に活用する人事評価というのか、これはどのように行うのか。恐らく一般職と同じような形で年2回評価をやるのかなと思うのですが、その辺をちょっと確認をしたいのですが。

（職員課副参事）お答えします。

一般職員も期首面談と期末面談ということで、年2回面談はするのですが、評価としては1年度に1回ということになっております。会計年度任用職員の人事評価も一般職員と同様に、実施回数は1回で予定をしております。

以上です。

（金澤）今のをもう一度確認しますが、そうすると上司との面談、これは年2回やるけれども、人事評価は年1回という解釈でいいのですか。それはいつやるの、その1回の評価は。何月にやるとか、その辺ちょっと教えてください。

（職員課副参事）期首面談で目標ですとかを設定して、期末面談で面談をして、その際に評価をつけるという形になっております。

以上です。

（金澤）あと、会計年度任用職員の職務内容とか勤務の実態によっていろいろ評価等は変わると思うのですけれども、人事評価はある程度一般職員の評価と違って柔軟性がある必要があるかなと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになっていますか。

（職員課副参事）総務省の運用通知及びマニュアルでは、職務内容や勤務実績等に応じて柔軟な形で人事評価を実施することとも可能だとしておりまして、会計年度任用職員については常勤職員と異なる様式で人事評価を実施しております。

以上です。

（金澤）今の説明ですと、ではその人事評価のほうの評価区分というのか、これが要は常勤職員の項目というのは6つとか7つとかあるではないですか。そうすると、会計年度職員はそれよりも緩やかというか、少ないというか、そういう形で評価するという解釈でいいのですか。

（職員課副参事）おっしゃるとおり、会計年度任用職員の評価項目は、常勤職員に比べて少ないものとなっております。

以上です。

（金澤）あと、人事評価をした場合のその結果、これは一般職等では期末手当等に当然出るのですけれども、勤勉手当の成績等に反映しない取扱いというのは可能なのですか。

（職員課副参事）条例上は勤勉手当には成績率を乗じることとなっており、人事評価の結果を反映させる必要がありますが、現時点では人事評価を実施した結果、一律の成績率とする取扱いを考えております。

以上です。

（金澤）いわゆる会計年度任用職員の、一番冒頭にあった契約何年だというの、1年継続という話は聞いているのだけれども、そうすると評価的に実際国が求めているものと、いわゆる地方自治体が対応しているものが若干ずれがあるのかなという感じがするのだけれども。要は勤勉手当の評価云々について。その辺はどういうふうにお考えになっていますか。

（職員課副参事）市町村の窓口ということで、国の会計年度任用職員と役割が違う部分もあるかと思いますが、その与えられた職責での評価をすることを考えております。

以上です。

（金澤）あと、会計年度職員の給与の水準、今回は勤勉手当のものについて支給するという形なのだけけれども、この会計年度職員の給与の水準というのは、一般職との兼ね合いもあると思うのだけけれども、どういうふうな形で水準とすべきなのか、その辺をちょっと、どういうふうな解釈をしているのかお聞きしたいのですが。

（職員課副参事）会計年度任用職員の給料または報酬等については、地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度を踏まえて適切に決定することが必要と考えております。

以上です。

（金澤）それと、今回は勤勉手当のあれなのですけれども、期末手当と勤勉手当の支給額の計算方法というのか、これ当然あると思うのだけけれども、その制度設計というのはどういうものか、ちょっとお聞きしたいのです。

（職員課副参事）まず、期末手当についてご説明いたします。

期末手当につきましては、基準日前の6か月間の標準報酬月額、平均的な月額に支給月数を掛けまして、会計年度任用職員としての在職期間に応じた期間率をさらに掛けた額ということになります。また、勤勉手当につきましては、基準日前6か月間の標準報酬月額に支給月数を掛け、会計年度任用職員としての在職期間の期間率及び月の勤務日数に応じた期間率と成績率を掛けた額ということになります。

以上です。

（金澤）それと、先ほどの育児休業等で話がありましたけれども、会計年度職員で育児休業を取得しているというのは現在いらっしゃるのですか。過去にはあったのかな。その辺ちょっと聞きたい。

（職員課副参事）会計年度任用職員で育児休業を取得していた職員がい

るかというご質問だと思いますが、令和5年度はお一人が育児休業を取得しております。また、令和4年度にも3人取得していた方がいらっしゃいます。

以上です。

（田中） それでは、質問させていただきます。

先ほどの会計年度任用職員なのですがすけれども、新規の場合も先ほどの勤勉手当、2.05月というのは新規の場合は違うのかなという私の感覚ではあるのですがすけれども、つながって先ほどの説明の中では前6か月に対してとかという話、説明があったので、ずっとやっている人はその数字かもしれないけれども、新規の場合はやっぱりちょっと幾らか少ないのかなというのをまずお聞きします。

（職員課副参事）支給月数については、全職員の方同じ月数なのですが、期間率がありまして、会計年度任用職員をお勤めいただいている期間によって割り落としがあるということになります。

以上です。

（田中） 次に、ちょっと先ほどの議案第21号とちょっと関連するのですがすけれども、会計年度任用職員も常勤職員と変わらないということなので、休日等の関係についてちょっとお聞きしたいのですがすけれども。

（職員課副参事）会計年度任用職員の休日につきましては、会計年度任用職員の休日、休暇の規則がございまして、そちらに基づいて付与されるものになります。会計年度任用職員は、週の勤務時間、勤務日数が多い方、少ない方いらっしゃいますので、その勤務日数に応じた日数が休暇が付与されております。

以上です。

（田中） 要するに今説明のとおり、勤務日数によって休暇、休日が違うという話ですね。

その件なのですがすけれども、それ契約の関係で会計年度任用職員等に対しても就業規則等なりを出して、一応そういうのがあるのかどうかというのを聞きたいのですがすけれども。相対であなたは何日ですよというのではなくて、もう基の、全部書いてある、そういう就業規則みたいのを会計

年度職員に対しても与えているかどうかというものをちょっと確認したいのですが。

（職員課副参事）会計年度任用職員を任用する場合は任用通知を出しておりまして、そちらで時給ですとか休暇の日数等を示しております。また、適用される条例、規則等については適宜見ていただいているという状況です。

以上です。

（田中）今、先ほど一番最初に説明あった、常勤職員と変わらないような説明があったので、ちょっと確認したのですけれども、任用通知というのはただの紙っぺら一枚なののでしょうか、それともちょっとある程度冊子か何かになっているのでしょうか。

（職員課副参事）任用通知自体は1枚の紙でございます。

以上です。

（田中）職員として自分の置かれている立場を確認するに当たっては、その紙一枚なののでしょうか、それとも何か例規集みたいなやつがあるのでしょうか。

（職員課副参事）任用通知のほかに勤務条件等をまとめた冊子等をお配りしていますので、そちらに休暇の情報とかいろんな諸条件について記載しております。（P.30に発言訂正）

以上です。

（田中）就業するに当たって相対で確認をして、それに対して判こというのではなくてサインをすとかというような流れというのはあるのでしょうか。

（職員課副参事）会計年度任用職員も常勤職員と同じように、勤務に入る前に服務の宣誓をしていただいております。

以上です。

（金澤）すみません。先ほど説明はいただいたのですけれども、我々に今日頂いた資料ありますよね。これの2ページ目の会計年度任用職員の内容についての説明がなかったと思うのですが、やっぱりこれ説明はないのですか、そうなのですか。

（総務部参事兼職員課長）そちらは予算の資料になりますので、明日になるのですかね、予算説明のときに説明させていただきます。

以上です。

（竹田）前任者のお答えになったことも含めてお尋ねをしていきたいと思えます。

まず、この予算書の資料の中では会計年度任用職員は令和6年度は854人の、これは実人数ですよ。

（総務部参事兼職員課長）そちらにつきましては予算上の人数となっています。例えばパスポートセンターとか、市民センターとか、複数とか任用している。なので、実人数ではなくて延べ人数になってきます。

（竹田）では、実人数は何人なのですか。

（総務部参事兼職員課長）令和6年の1月の勤務実績で申しますと、621人になります。

以上です。

（竹田）今回の条例改正で、いわゆる勤勉手当も支給できるようにする条例ですけれども、では実際に勤勉手当を支給できる人数は何人でしょうか。

（職員課副参事）令和6年度の当初予算のベースでは、482人と見込んでおります。

以上です。

（竹田）週15.5時間以上勤務しているということが条件だと思うのですが、フルタイムという概念もありましたよね。フルタイムの人というのは、フルタイムという時間はどのくらいなのでしょう。

（職員課副参事）法律上のフルタイムということだと、常勤職員と変わらない時間数と勤務時間数となりますので、38時間45分となります。

（竹田）いわゆるフルタイムで勤務している人は何人おられるのでしょうか、会計年度任用職員で。

（職員課副参事）フルタイムの会計年度任用職員は、現在鴻巣市では任用しておりません。

以上です。

（竹田）では、最長では何人ですか、最長時間。15.5時間が基準なのですけれども、勤勉手当も期末手当も。では、最長の勤務している、鴻巣では何人でしょうか。何時間というか、何時間で何人でしょうか。

（職員課副参事）保育士さんで37.5時間の方がいらっしゃいます。

（総務部参事兼職員課長）人数につきましては、88人となっております。

（竹田）分かりました。

それで、先ほど勤勉手当を支給するに当たっては人事評価も行って、その人事評価に基づいた指数が計算式にも反映されるような仕組みになっていますが、例えば100とした場合、80とか、そういう人はおられるのでしょうか、評価の基準の中で、先ほどの勤勉手当の計算式の中では。おっしゃっていましたよね。なので、例えば100いただける人がいれば、80とか、60とか、そういうものが反映されて……これからするのですけれども、反映実際はするということを前提の勤勉手当ということの解釈でいいのか、確認します。

（職員課副参事）現在のところは、人事評価を実施した結果、一律の成績率とする取扱いとすることを考えております。

以上です。

（竹田）それとあと、会計年度任用職員ですから、いわゆる会計年度の採用ですよ。6月支給については職員とはまた違うというふうにおっしゃっていただきましたので、ちょっとこの部分だけもう一度ご答弁お願いしたいと思うのですけれども。

（職員課副参事）6月支給の分も常勤職員と同じようなのですが、会計年度任用職員なので、4月、5月についてはその年度ですが、3月以前の分は前の年度の勤務実績に応じて6月も支給しております。

以上です。

（竹田）ということは、基本的には雇い止めという形との関係ではどうなのですか。会計年度任用職員だけれども、その前年度の部分も反映するということと、いわゆる職給も変わっていくわけですね。上がっていくと。だけれども、会計年度だということですから、それで勤勉手当に

については、来年度も含めれば勤勉状況、仕事の人事評価が悪ければ雇用が継続されなくなる可能性もありますよね。そういうことも含めた会計年度任用職員の労働条件という点からいうと、非常に働く側とすれば不安な部分もあるのですが、そう感じる部分も出てくるのではないかと思います。その点はどのように運用していくのか、ちょっと確認をしたいと思います。

（職員課副参事）昇給するですとか期末勤勉手当を払うことを差し控えるために不利益な取扱いをするということはありません。また、会計年度任用職員ですので、職の在り方、仕事と業務内容と勘案して総合的に任用を決定することになります。

以上です。

（竹田）ということは、先ほどの週37.5時間、ほとんどフルタイムの時間と変わらない、38.5時間とすれば変わらない人が大勢いるわけですよね。そういう点からいうと、でも会計年度として雇うと。でも、子どもに対する例えば責任という点では、会計年度だから軽くなるわけではないわけですよね。そういう点からいうと、例えば正規雇用に変更していくとか、そういうことは考えられないのでしょうか。今一番大きな問題は、とりわけ女性の雇用の問題で、約半数が非正規雇用。私の一般質問も重ねるのですが、そうしたときに、いわゆる雇用の条件とかジェンダー平等という視点から見ていくと、やはり思い切った、正規職員にしていくというお考えは持てないのでしょうか。職員定数の条例改正もしなければならぬ側面も出てきますけれども、どうなのでしょう。

（職員課副参事）職員の人数ですとか配属につきましては、職員の適正人数、こちらを把握して、効率的、効果的な人事配置に努め、任用につなげていく考えでございます。

以上です。

（総務部参事兼職員課長）今雇っている会計年度任用職員を正規職員として任用する考えはというところなのですが、そちらにつきましては一般の採用試験を行っていますので、その中で保育士の正規職員も募集しますので、そこで採用試験を受けていただいて、任用していくと

いう考えであります。

以上です。

（竹田）これは今回の条例とちょっと違ってきますけれども、年齢で一定の制限かけていますから、そういう点からいうと、長い間の会計年度任用職員は残念ながら受けれる環境にはないという側面も出てきますけれども、やはり給与との関係では、期末勤勉手当が支給されるようになった影響額はここに出ていますので、これはこれとしてと思うのです。あと、130万円の壁というのが出てきますよね。これまでは夫の扶養の範囲だったのだけれども、期末勤勉手当を支給されることによって130万円の壁というのが出てくると思うのですが、その点はどんなふうな運用になるのか伺いたいと思います。

（総務部参事兼職員課長）今回、令和6年度の予算計上をするに当たって、各任用している部署のほうに調査というか確認をしていただいております。その任用している会計年度任用職員の方が130万円以下、扶養の範囲内で働きたいのか、それとももっと働きたいのか、そこを確認した上で、どういう任用をするのかというところをお願いしております。以上です。

（竹田）今、全体の働き方改革というのを国でも進めていますよね。そういう点では、例えば130万円でも扶養の範囲でいられるよみたいなことも言い始めていますので、そこら辺はよく周知していただいて、労働条件をよくするということではぜひご配慮していただきたいと思うのですが、それは担当するのは所属長の役割なのでしょうか、職員課の役割なのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）まず、通知等を見ますと、130万円を超えても扶養の範囲内で働けるという根拠というか理由が、1つは突発的な時間外が増えてしまったとか、あとはどうしても人が不足して突発的に業務をやらなくてはならなかったとか、そういったものの場合について事業所のほうで証明を発行して、扶養の範囲内で働けるといような制度になっているかと思います。鴻巣市の会計年度任用職員については、年度当初にその週の勤務時間とか、そういったものをお示しして、その中で

働いていただいているような状況ですので、先ほどお話しいただいた130万を超えて働いた場合にも扶養に入れるかというところ、そこは正直該当しないのかなというふうに考えています。

以上です。

（何事か声あり）

（総務部参事兼職員課長）すみません。答弁漏れです。確認するのは、あくまでも任用しているのは所属長になりますので、制度の周知とか、そういったものは職員課でやりますけれども、その確認については各担当所属長のほうで確認していただきたいというふうに考えております。あと、実際に扶養の場合は、例えば旦那さん（P.30「配偶者等」に発言訂正）の扶養に入っていたりする場合があるので、その確認というのは本人が旦那さん（P.30「配偶者等」に発言訂正）の会社でどういう扶養の扱いになっているかというのは、ちょっとそこは本人で確認していただく以外しかないかなというふうに考えています。

以上です。

（竹田）先ほど来の質疑の中では、例えば何年も会計年度任用職員を繰り返しているということもあるわけで、そういう点からいうと、まずご本人に130万円の壁の問題を周知する、それと併せて所属長が正確に理解をして、その所属長と対話をしていただくという点では、今回の条例改正によって大きく影響出る方もいらっしゃると思うのです。そういう点では、その周知徹底というのは今後どのようにされる予定なのか伺います。

（総務部参事兼職員課長）今、会計年度任用職員の手引というものをつくってしまして、それを会計年度任用職員を担当する職員のほうにお渡ししています。同じように令和6年度版をつくりまして、それを配付する形で周知もしていきたいというふうに考えています。

以上です。

（竹田）あと、会計年度任用職員でも、例えば臨時的な会計年度任用職員もいらっしゃると思いますよね。会計年度任用職員の時給の算定の仕方、例えば一般職だったら1,050円とか、それからいろいろありますよね。

その基準の出し方というのは、どなたが責任を持ってその金額というのを決められるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）まず、会計年度任用職員の時給単価につきましては、令和2年度に会計年度任用職員制度を導入するに当たりまして、当時臨時職員として任用していたときの時給単価、それから近隣の時給単価という部分も勘案しまして、会計年度任用職員の報酬額を決定しています。職員の人事、人勧とかで給与改定に合わせまして、会計年度任用職員の報酬額についても改定をしているところです。実際には、単価の見直しについては組合との事務折衝とか、そういったところもやりながら、単価のところについては決定しているような状況です。

（竹田）今物価高騰で、すごくまだまだ続いていますよね。商品が、物が上がるという状況の中で、例えば最低賃金は1,028円ですけれども、それを上回った1,050円にしているとかというのはありますけれども、でもやっぱり職種によってはそれにふさわしい賃金単価になっているかという見方というのが、あくまで会計年度で非正規ですから、そういう点からいうと、先ほどの例えば保育士さんだったら何年も働いて、少しずつ職階というのですか、上がるようになりますけれども、例えば単年度で雇用をするさわやか相談員さんとか、それからいきいき先生、学習支援の人たちというのはあくまで単年度採用でやって、それでそのときにこの給料ですよということでやりますよね。そういう点での出し方というか、あくまで非正規雇用ですけれども、専門性が求められる職種については、やはりそれにふさわしく検討するというのは各担当課なのか。今近隣の状況も見ながらというふうにおっしゃっていましたが、鴻巣では特別にまた学習支援のいきいき先生なども雇用されていますので、そういう点からいうと、もっと単価を思い切って上げると。いわゆる非正規と正規の給与の差をあくまでなくしていくと。私は職業区分差別というふうに言いますけれども、そうした点ではいかがなのでしょう。誰がどのようにその年度の、いわゆる保育士さんとは違う、例えばさわやか相談員さんなどは職階なんてないわけですよね。あるのですか。それで毎年上がっていくようになっているのですか。その上がり方としたらど

うなのでしょうか。給与の、物価高騰分を上回るような給料算定になるのかどうか、そこだけ確認します。

（総務部参事兼職員課長）いきいき先生とかさわやか相談員についても、週の勤務時間に応じて昇給が決まっております。

（竹田）例えばさわやか相談員さんって、今非常に強く求められていますよね、不登校の子どもとかいじめの問題も含めれば。いわゆる非正規でやっているという点を考えれば、必要だったら正規にしてやっていくと。保育士さんたちは68人もいらっしゃいますけれども、さわやか相談員さんというのは各学校に配置されるわけだから、そういう点での教育委員会との検討というのはなされるのかどうか、最後お聞きして終わりにします。

（総務部参事兼職員課長）先ほどの保育士の部分と関連してきますけれども、あくまでも正規職員につきましては採用試験を受けてという形で考えています。こちらの学校の職員につきましては、教職員という扱いになるので、その辺はちょっと教育委員会の考え方もあるのかなというふうに思っています。

以上です。

（竹田）ごめんなさい。いわゆる募集をかけるに当たって、一般職、それから専門職、保育士さんとか、それから建築のいろいろ関係あるけれども、でもさわやか相談員さんを専属で募集するということないですよ。だから、募集の仕方もちょうと、そういうことも加味されてくるようになるのでしょうか。そこだけちょっと答弁聞いて、疑問に思ったものですから、再質で終わります。

（総務部参事兼職員課長）すみません。発言がちょっと誤っていたというか。さわやか相談員については、そういった考えはございません。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時54分)

(開議 午前11時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部参事兼職員課長) 先ほどの議案第22号の竹田委員さんの質問の130万円の壁のところで「旦那さん」ということで扶養の話をしてしまいました。正確には「配偶者等」ということで発言の訂正をお願いします。

(職員課副参事) 議案第22号の田中委員の質問に対する答弁の中で、会計年度任用職員本人にマニュアルを渡すかのような説明をしてしまいましたが、そのマニュアルを対象課の常勤の職員から説明していただくという趣旨に変更をお願いいたします。よろしくお願いします。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任をお願いします。

次に、議案第23号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(ICT推進課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第23号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の概要といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正により、情報提供ネットワークを使用することにより特定個人情報の照会、提供が可能な事務及び特定個人情報について規定している同法の別表第2が削られることから、条例で引用している同法の別表第2に関する部分を改正後の番号利用法の表記に合わせ、文言の改正等を行うものです。具体的な内容につきましては、議案資料の新旧対照表を基に説明させていただきます。初めに、第2条の改正ですが、これは番号利用法の一部改正において別表第2が削られることに伴い、同法において情報連携を行うことができる事務を特定個人番号利用事務とし、当該事務を処理するために必要な特定個人情報を利用特定個人情報として新たに規定されることから、条例において用語の定義として、これら2つを定義規定に加えるものです。

次に、第4条の改正は、番号利用法の一部改正により同法の別表第2が削られることから、同表を引用している部分について、改正後の番号利用法の表記に合うよう改めるものです。

次の条例別表第2の改正ですが、これは番号利用法の一部改正により、条例で引用している番号利用法の別表第2が削られることから、生活保護準用事務であって規則で定める事務において利用できる特定個人情報について、個別に列記して規定するものです。

条例の別表第3の改正ですが、これは条例の別表第2の改正において、特定個人情報の欄に新たに規定する第10号中に国民年金関係情報の略称を設けるため、略称で表記するものです。

この一部改正条例の施行日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日が同法の公布の日である令和5年6月9日から起算して1年3月を超えない範囲において政令で定める日からとされており、本条例改正に係る施行日を定める政令が公布されていないことから、同法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日からとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

（田中）ただいまご説明をいただきました。何点か分からないことがたくさんあるので、質問をさせていただきます。

個人情報番号制度というので、私はいきなりマイナンバーかなというふうに思ったのだけれども、これってそのほかにも税金のところにも何か番号がくっついていたりするのですけれども、一応どういうふうに解釈したらよろしいのですか。

（ICT推進課長）この条例につきましては、番号利用法で定めている番号を利用できる事務、これに準ずる類する事務、性質が同じであるような事務について、法律で規定はされていないけれども類する事務、これを条例を定めることによって、個人番号を利用できるというものになります。また、この別表第2の改正につきましては、法律の別表第2が削られるというところで、庁内の連携で利用する特定個人情報、これが別表第2を引用して規定されておりましたので、ここを改めて規定するような内容でございます。

以上です。

（田中）ちょっと複雑に説明されたので、ますます分からなくなってしまうのですけれども、要するに市民一人一人が特定できるということで解釈して、これからいろんな、要するに個人で情報を使うことができるというふうに解釈をしていいのかどうかということなのだけれども、勝手に行政のほうで。私の解釈がそうなのですけれども。それと、今、先ほど国民年金か何かも話があったと思う。これってたしか個人情報でマイナンバーが今普及されて、鴻巣市とかも埼玉県も80超えてきたので、それを利用して業務を行うというふうに私は解釈をしたのですけれども。国民健康保険とかも前はあんまり、医者通いしていても病院であなたの情報入っているよというのは言われなかったので、保険証も一応見せてくださいと、例えばマイナンバー持っていても。今はもうマイナンバーあれば保険証なんか要らないですよと、こっちで勝手にやれますよ

というようなことを医者で言われました。要するに行政が個人の情報等を行き交うことができるようになるというように解釈をしたのですけれども、大間違いでしょうか。

（ＩＣＴ推進課長）まず、個人番号が利用できる事務につきましては、まず番号利用法において規定をされた事務についてのみ、原則番号が利用できるというような形になります。法律の今回の改正では、それに準ずる事務というところで、例えばですけれども、新型コロナウイルスワクチンの予防接種に関しまして、日本の医療機関で接種したものについては番号の利用ができるというふうな規定がございました。例えばですけれども、アメリカ軍基地の中で同じように接種をした人、これは法律上に規定がなかったために個人番号が利用できなかったというところで、今回の法律の改正につきましてはこういった内容、同じもの、法律に準じて行っている事務についても番号が利用できるようなというふうな改正がされております。個人番号が利用できる事務につきましては、あくまでも法律に規定されている事務が基本となりますので、まず行政が勝手に個人番号を使うような事務を行えるというものではございません。今後につきましても、事務を追加するに当たっては法律の改正を行うとされております。

今回改正となります条例につきましては、この番号利用法で規定されている事務に類する事務で市町村が独自に番号を利用する場合は、条例を制定するとされているものでございます。例えばですけれども、新旧対照表にあります生活保護の準用事務といったところ、今回法別表が削られることによって規定されておりますけれども、この事務に関しましては、生活保護法が日本人、国民を対象にした法律になってございます。今回独自利用事務としてこの改正になっております準用事務につきましては、外国人を対象とした生活保護の事務というような部分の規定でございます。ですので、勝手に市町村が番号を使いたいからといって事務を追加したりといったことは今後もございません。

以上です。

（田中）先ほどの生活保護の関係で、このよこされた、資料ではなくて

請願ではなくて何かの中に、その外国人の話はたしか載っていたと思うので。要するに無保険者というか、一回精算してまた戻ってきても、残っていない。要するに書類というか、その外国人個人が特定されないがために、生活保護を申請したらまたそれをやらなくてはならないとか、年金の掛金を戻してしまっているというのが、たしか請願だか何かの中に入っていたと思うのです。日本人の場合も、生活保護者の関係で、極端な話、二重ないし、また問題になるのがよく亡くなってしまってもそのまんまもらっていると。また、それを他人に、その亡くなった人の生活保護費を他人に配っているとかというのが、たしか行政の担当者がやったというようなものまで載っていたと思うのです。だから、要するに個人を特定するということができる規定というふうに考えればいいのかなと思うのだけれども、説明がちょっと何となく分かりづらいのだけれども、今個人特定するのが、私言っているのは国民年金、国民健康保険、社会保険もそうですけれども、あと税金のを、大きく言ってその3つに対してはもう番号が背中に振られているような個人納付になっているけれども、それを利用することが、市であれば条例を改正すればできるというふうに解釈すればいいのかなと思うのだけれども、その辺がちょっとすっきりしないのですが、よろしくお願いします。

（ＩＣＴ推進課長）非常に法律と条例の関係で難しいところがあるかとは思いますが。

まず、番号利用法におきましては、例えば生活保護でいいますと、国民の生活保護に関する事務につきまして、個人番号を利用できる事務として法律上規定しております。法律の別表第２におきましては、その事務の中で情報提供ネットワークを使って特定個人情報を利用できる事務と情報が規定をされております。この条例に関しましては、法律で定められている事務に類する事務について、まず個人番号を利用できる事務として規定をします。

まず、このいわゆる独自利用と言われているものですけれども、法律に類する事務として、番号が市町村で独自に利用できる事務につきましては、個人情報保護委員会のほうで一応事務として例示をされております

ので、それに届出をしたり、条例を改正したりということで、まず市の事務のほうで番号が利用できるようになります。

また、この別表第2に関しましては、独自利用をする、今回でいいますと外国人の生活保護に関する事務、この事務で必要となる特定個人情報、これを、庁内で保有している特定個人情報を、要するに庁内連携できるというような規定になってございます。この庁内連携できる事務及び情報というものも、法律上の情報連携できる事務と情報、この範囲内で市が保有している特定個人情報を庁内連携できるというようなところでこれを使いますというような規定でございます。

以上です。

（田中）今の説明で何となく、市が行える範囲というのは分かりました。あと、余計なことになってしまうかもしれないけれども、健康保険証の関係、これは市民課のほうなのでしょうけれども、そこでも何か今医者が勝手に情報をできるというふうに秋からなるという話だったのです。だから、要するにそこはそこでそういう規定をつくってやればできるということで、市は市で市のできる範囲の中で規定をそれぞれ個人の情報を、共有と言ってはあれなのでしょうけれども、利用できるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

（ICT推進課長）健康保険証とのマイナンバーカードの一体化につきましては、これは番号利用法のほうで規定をされているものですので、特に今回条例で規定しているものではございません。今年の12月から利用が一体化としてはされるというところでございます。

医療機関もしくは薬局等でその情報、マイナンバーカードを使って過去の診療ですとか、薬剤ですとか、そういったところを確認できるという部分に関しましては、市町村につきましてはJ-LISが構築している中間サーバーでのやり取りになりますが、医療機関と薬局に関しましては国保中央会ですとか保険者として構築している中間サーバー、こちらで情報のやり取りを確認をします。資格ですとか、薬剤ですとか、診療履歴ですとか、そういったものが確認できるようになっていると、そのような状況でございます。

（田中）今何となく分かりました。

では最後に、今の市の情報が連携ができるというのをちょっとまとめてもらえればと思います。よろしくお願いします。

（ＩＣＴ推進課長）本条例に規定しております、いわゆる独自利用ができる事務としましては、８事務が規定をされております。まず、鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する事務が１つ目でございます。２つ目としまして鴻巣市在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務、３つ目としまして地域生活支援事業の実施に関する事務、４つ目としまして鴻巣市子どもの医療費の支給に関する事務、５つ目としまして鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務、６つ目としまして生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務、７つ目としまして就学援助費の支給に関する事務、８つ目としまして就学奨励費の支給に関する事務、以上の８事務が独自利用として条例に規定をされてございます。

以上です。

（竹田）先ほどの質疑を聞く中で、ちょっと確認をさせてください。一番最初のところ、特定個人番号利用事務、それと利用特定個人情報というところの、その概念というのですか、このところをちょっとお聞きします。

（ＩＣＴ推進課長）この２つとも、法律上、番号利用法で今回規定をされた文言でございますが、番号利用法の中で「別表第２に掲げる特定個人情報」という表現、今回条例でもありますけれども、これを「利用特定個人情報」と法律上、別表がなくなることによって定義しております。また、「別表第２に掲げる事務」というものが、別表第２がなくなることによって、法律上も「特定個人番号利用事務」というように規定をし直したものでございます。

以上です。

（竹田）いわゆる１２桁の番号という受け止めでいいのですよね。

（ＩＣＴ推進課長）１２桁というのがいわゆる個人番号の数字的なところでございますが、今回の利用特定個人情報というのはあくまでも、これ

でいきますと、法律上、情報提供ネットワークを利用して提供ができる個人情報のことを利用特定個人情報とっておりますので、番号そのものを指しているわけではございません。

（竹田）マイナンバーで竹田悦子にも12桁の番号が振られていますが、それはあくまで通知番号だけで、私はマイナンバーカードも、いわゆるひもづけも一切していないのですが、その個人に付与された12桁の番号という受け止めでいいですね。

（ICT推進課長）特定個人情報という表現がいわゆるマイナンバーを指すかといいますと、そうではございません。今回の条例の改正の別表第2に記載をされておりますが、例えば一番上の国民健康保険給付関係情報、これを特定個人情報と言っておりますので、まず番号ではなくて、それぞれの事務の中で扱っている情報、番号を含めてということにはなりますけれども、マイナンバーそのものを指しているものではございません。

以上です。

（竹田）ということは、その番号ということがちょっと私あれなのですけれども、番号ということでは、例えば国民健康保険給付に関する情報は、例えば特定児童扶養手当等に関する情報とか、その情報そのものが1つずつ番号が違うと。利用特定個人番号というふうになると、個々の番号がそれぞれ違ってくるのですね。

（ICT推進課長）ここで規定しているものにつきましては、まず申し訳ございません、生活保護の事務に私が精通しているわけではございませんので、ちょっと間違っているかもしれませんが、あくまでも例えば生活保護の決定ですとか、そういった事務を行う場合に、その該当本人の国民年金の給付情報ですとか後期高齢者の医療情報、こういったものを庁内で保有している情報であれば利用できると。ですので、ご本人から証明書ですとか、そういったものの提出がなくなるというような部分ですので、あくまでもご本人の情報ですので、ここに記載されている情報それぞれで番号が違うということではございません。

以上です。

（竹田）先ほどの説明の中で、外国人を対象としたいいわゆる生活保護に関する個人情報ということ網羅するために今回の条例改正が出てきているということですが、外国人を対象とした生活保護に関する個人情報というのを何ゆえにやらなければならないのかという点ではどうなのでしょう。

（ＩＣＴ推進課長）まず、今回の条例改正で、この生活保護準用事務、外国人を対象とした生活保護の事務が追加されるわけではございません。まず、この生活保護の準用事務に関しまして、独自利用として条例改正が昨年の６月議会で議決をいただいているものとなってございます。

今回のこの別表第２の改正につきましては、６月の段階で庁内利用できる事務と情報というのが法別表第２の２６、ここに掲げられたものであって規則で定めるものというところで、法の別表第２を引用しておりました。今回法律の改正でこの別表第２がなくなりますので、引用から個別に列記をするというものでございますので、今回の条例改正で扱う事務と情報、これが増えたり減ったりというようなことはございません。以上です。

（竹田）ということは、今回の条例改正によって、いわゆる市民にとれば不利益になるのか利益になるのかということと、行政事務との関係の運用ではどのような影響が出るのかを伺っておきます。

（ＩＣＴ推進課長）今回の条例改正によって事務や情報連携というところは全く変わりがございませんので、特に市民の方への影響というのは改正前、改正後で変わるものではございません。以上です。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第23号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時40分)

(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第11号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(茂利) 13ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のことにつきまして、その内訳をお伺いいたします。

(総合政策課長) こちらの臨時交付金につきましては、これまで国から総額2億8,252万1,000円の限度額通知がございまして、このうち2億3,994万7,000円につきましては、第1回目の実施計画として5月に国に提出いたしまして7月に交付決定がされたことから、9月議会の補正予算において歳入予算を計上させていただいております。今回の補正についてですが、その残りの差額分4,257万4,000円につきまして、第2回の

実施計画として9月に国へ提出しまして、11月末に交付決定がなされたことから、今回歳入予算として計上したものでございます。

なお、今回の補正予算におきまして、既に事業費が確定したものなどの執行状況等を踏まえまして、全体の交付額、総額につきまして各事業への交付金充当額の変更を行っておりまして、財源更正の内訳の更正を実施しております。

以上です。

（茂利）19ページの小学校施設改修事業債の内容についてお伺いいたします。

（財政課長）小学校施設改修事業に対する地方債として計上しております2,700万円の減額についてですが、こちらは事業費確定によるものです。

以上です。

（茂利）もう少し詳しくお伺いいたします。

（財政課長）こちらの小学校施設改修事業の起債2,700万の減額についてですが、令和5年度予算では、起債対象事業費につきまして、箕田小学校、松原小学校屋上防水等改修などで1億9,710万円を見込んでおりましたが、事業費等の減額から対象事業費が1億6,709万8,000円となり、充当率、こちら90%で算出しておりますので、地方債が1億5,030万円となります。予算で計上しておりましたこの2小学校の分ですけれども、1億7,730万円との差額というところで2,700万円の減額という形になります。

以上です。

（金澤）それでは、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）について、何点か質問させていただきます。

まず、1ページをお願いします。1ページで今回の補正は事業の事業費過不足分の調整、また事業完了の精算等で、年度末なので、そういう形で補正予算でしょうが、補正額3億7,425万を減額して4億3,299万1,000円となったと。だけれども、全体的には令和5年度の当初予算393億3,000万円に比較すると39億6,916万が増加しているわけですね。令和

5年度の当初予算編成時と今回の11号補正予算との差異について、国等のいろんなコロナウイルス関係のとか、いろいろ問題があったと思いますが、補正の主なものは何なのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

（財政課長）今年度どのような補正があったのか、主なものを振り返らせていただきます。

1号補正にて新型コロナウイルスワクチン接種事業、今回減額をお願いしていますが、このときは新型コロナウイルス感染症対策基金を活用し実施を考えましたこのす空・花クーポン券事業、またデジタル田園都市国家構想交付金を活用し一般下水道維持管理事業など、9億1,033万6,000円増というのが1号補正でございました。また、5号補正にて、電力・ガス・食料品等価格高騰生活者支援給付金支給事業、鴻巣市立小学校給食費保護者負担軽減事業などで5億8,142万2,000円の増、6号補正では5億5,692万1,000円の増でしたが、こちらは主に補助金等の返還金が理由となっておりました。また、8号補正では扶助費関連の増額補正と新型コロナウイルスワクチン接種事業の健康被害給付金や小学校施設改修事業での工事請負費等を計上し、4億9,800万1,000円の増、9号では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、電力・ガス・食料品等価格高騰生活者追加支援給付金支給事業、この時点では国へ計画を提出している状況であったので、このす空・花クーポン券2024事業、また介護サービス事業所等物価高騰等対応支援金給付事業、小学校給食食材費物価高騰分支援事業や県の農作物災害緊急対策事業費補助金を活用した農作物災害緊急対策事業などで12億1,820万1,000円を増しております。また、10号補正にて物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業などで3億2,278万2,000円の増、今回の11号補正にて事業費過不足分調整や事業完了の精査等で3億7,425万2,000円を減額させていただき、39億6,916万6,000円の最終的に増となっている状況です。

以上です。

（金澤）今、各号の補正予算の主要なものについてご説明いただきましたけれども、令和5年度の当初予算編成時と現在までの中で、想定して

いなかった事業、予算等はあったのか確認をしたいのですが。

（財政課長）想定していなかった事業予算ということですので、こちらのほうはやはり国の交付金が大きく関連しているかと考えております。これまで活用してまいりました新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、今年度途中でこちらを名称変更しておりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用し実施しております事業や、給付金支給事業などによるところが大きな予算であったと考えております。

以上です。

（金澤）そうしますと、今のご説明ですと、結局国の交付金とか給付金のほうの動きであって、本市の場合の当初予算の編成とはあんまり変わらなかったという解釈でよろしいですか。

（財政課長）実際、委員お見込みのとおり、ほかの臨時交付金等の関係を除きますと、例年補正していたりするような部分のものが多かったというところですので、特段大きな事業が追加で補正という形はなかったと考えております。

以上です。

（金澤）次に移ります。

6 ページの繰越明許費補正の追加分、当委員会ですと総務費の管理費で笠原小学校跡地利活用事業203万円という形になっているのですが、この追加の内容は、先ほど事業者の公募で翌年に繰越しになるというご説明だったのですが、もうちょっと具体的にご説明いただけますか。

（総合政策課長）こちらの繰越明許費補正でございますが、旧笠原小学校の跡地利活用として公募開始に向けまして、今年度学校の敷地内の一部に存在します民地について、相続人38人からの所有権移転に向けた手続等を進めてまいりましたが、その中で、結果的に公募の開始日が先月の2月8日からとなりました関係で、今年度実施しておりました鴻巣市立笠原小学校跡地利活用募集要項等作成支援業務の委託につきまして、年度内の完了が困難となってしまったことから、そのうちの来年度に持ち越す業務分につきましての委託料203万5,000円を繰り越すものでござ

います。

以上です。

（金澤）そうしますと、恐らくその跡地利用の事業者の公募というのですが、この辺の内容というのはまだ分からない状況ですか、教えることができるものはあるのですか、確認します。

（総合政策課長）公募の状況でございますが、2月8日から開始いたしまして、今週、3月4日に参加表明書類の受付を締め切ったところです。現在書類による1次審査を実施しておりまして、来週週明けにその手の挙げた事業者に通知いたしまして、最終的には3月29日に提案書類を締切りとなる予定でございます。その先、4月11日にプレゼンテーションによる2次審査を行いまして、4月中旬頃に優先交渉権の事業者を決定してまいる予定となっております。

以上です。

（金澤）よく分かりました。

次に、第3表、債務負担行為の補正でございます。補正の追加ですね。包括施設管理業務委託、令和5年度追加分ということで、J M ・ F B S ・ 前田共同事業体の追加ということなのですが、この2億213万5,000円、これの追加とあるのですが、内容的にはどういうものなのかお聞かせ願いたい。

（資産管理課長）令和6年度から27施設の追加を予定しているものです。こちらは、指定管理者の更新に合わせて放課後児童クラブ16施設、こどもデイサービスセンターなど25施設を包括施設管理業務事業へ移行する予定です。また、今現在市直営で行っている田間宮と馬室の放課後児童クラブ、この2施設も併せて包括のほうに追加する予定となっております。そのほか、小中学校の校舎の特定建築物定期点検、そのほか小中学校14校に空調が今入っておりまして、これが令和6年7月10日でリースアップとなります。その後の保守や修繕などを追加したものです。

以上です。

（金澤）まず確認なのですが、この包括施設管理業務委託をしている施設は、今私が思っている118施設でよろしいのですか。

（資産管理課長）委員おっしゃるとおり118施設です。

（金澤）令和6年度が27施設で、3つの施設がなくなるから24ということをして142施設という形になりますよというお話なのでしょうけれども、私がちょっとよく分からないのは、この追加補正が4年間だよ、令和5年度から8年度まで。それで、この2億213万5,000円ということだと、単純計算で4年間で年約5,053万、5,000万程度の増額という形になると思うのだけれども、そうすると、先ほど説明の中で27施設を追加しますよ。ところが、3施設はやめたのだよね。そうすると、では3施設でかかった費用というのはどの程度だったのですか。

（資産管理課長）減額となる分につきましては、27施設全てなのですけども、例えば令和6年度を算定すると、まず保守管理で約245万円、修繕費で約19万円、それとマネジメント費ということで、巡回点検とかそういういったもので約61万円、合計で年間約325万円の減額ということになります。

以上です。

（金澤）これについては、あしたの6年度の予算のほうにも絡むので、ちょっと質問はこの程度にさせていただきます。

次に、7ページの地方債補正の追加分です。これは19ページの市債とも関連するのだけれども、都市計画債の南通線整備事業債340万の限度額という形で追加補正していますが、この理由は何なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

（財政課長）こちら、南駅通線整備事業につきまして地方債計上しています340万円の増額ですけども、当初、社会資本整備総合交付金の配分が減額されておりました、令和5年度での事業執行を見送っていたところだったのですけれども、今回国の補正予算により交付金の追加配分があったということで、これに対応する地方債を追加計上しているという形になっております。

以上です。

（金澤）それと、その地方債補正の中の変更部分がありますよね。道の駅の整備事業が補正前は4,480万、今回が910万円に補正後になっているの

ですが、これの減額になった理由というのは。担当部署が違うから分からないかな。分かる範囲で結構ですが。

（財政課長）道の駅整備事業に対する地方債に対しましての計上ということで、3,570万円の減額ですけれども、こちらは建物に対する設計が減額になったことと、アクセス道路整備分として社会資本整備総合交付金が減額となってしまったことから、起債対象経費が減額ということで地方債も減額になってしまっているというふうな状況です。

以上です。

（金澤）では、この道の駅整備事業やらなくてはいけないことなのですが、来年度には復活できるような形に見えるのですか。今減額になってしまったなんて言っているけれども。

（財政課長）実際こちらのほうにつきましては、減額分につきましては、事業的には継続しておりますので、この部分に関しては一財で一旦対応させていただいているというふうな状況になっております。来年度につきましては、また来年度で計上、別の続きでという形です。

（金澤）では、次に歳入に入らせていただきます。歳入に2つありまして、まず14ページ、財産収入のところです。運用の面ですけれども、各金利、利息分の調整ということであるご説明をいただきましたけれども、今回の補正によって利子、配当金、これが69万4,000円プラスの1,780万6,000円となったと。収入の増は主に財政調整基金というふうに見えるのですけれども、国はゼロ金利政策等の変更をやりましたけれども、その影響というのはこの利息分に何か跳ねてあるのですか。

（会計課長）委員おっしゃるとおり、国のほうの政策がだんだん変わってきてまして、ゼロ金利政策ですとかマイナス金利政策の解除のほうがだんだんと近づいているという観測も高まってきておりますが、本市が保有しております今回債券の金利につきましては、発行時に既に金利のほうが決まっておりますので、今回の補正予算については、その分は反映されるような形とはなっておりません。

以上です。

（金澤）次に、17ページの繰入金のところをお聞きします。17ページで

財政調整基金、これが新型コロナウイルス感染症対策の基金繰入金の追加と財政調整基金繰入金で、その財調の繰入金が1億8,000万マイナスという形になっています。財政調整基金の場合は、年度間の財政調整等を当然行う、ある程度クッション的なものなのですが、標準財政規模の残高の、通常私なんか8から10というふうに見ているのだけれども、書物なんかだと5から10とかって書いてあるのだけれども、適正規模とのことだけれども、今後義務的経費等が当然増加するように見込まれる中で、財政調整基金とか公共施設整備の基金は今後も予定どおり積み増しができていくのか、確認だけお願いします。

（財政課長）財政調整基金につきましては、当初予算編成後に標準財政規模の5%程度になる約12億以上を維持することでこれまで起きた各種災害等に対応できたことから、この考え方を維持しつつ、予期せぬ緊急的な財政出動に対応できるよう備えている状況がございます。令和6年度の繰入額が18億4,000万であったことを考えますと、同じことをするだけでも同様の繰入れが必要となりますことから、最低でも31億円前後の基金残高が必要になると考えています。委員お見込みのとおり、義務的経費等の増加が見込まれますので、国、県の補助金等の活用、歳出削減等に努めてまいります。

また、公共施設等整備基金につきましては、土地の売却等々の状況にもよりますが、今後の施設修繕等の活用のためにも積み増しはしたいところと考えております。

以上です。

（金澤）よく分かりました。ありがとうございます。

歳出で1点だけ確認させてください。20ページをお願いします。20ページの総務費の財政管理費の中で、これ財政調整基金と合併特例債基金も含む形になると思いますが、減債基金積立金がマイナス12万円とあるけれども、債務費の公債費の財政負担に備えるための積極的にその積立てはやるというふうに思うのですけれども、減債基金の積立残が幾らになるのか。これ減債基金積立ての残高、また財政調整基金、合併振興基金、公共施設等整備基金の年度末の残高というのはどの程度になるのか、数

字だけ教えてください。

（財政課長）今回の11号補正予算をご承認いただいた場合の令和5年度末の残高につきまして、減債基金では約7億2,700万円を見込んでおります。また、財政調整基金では約32億2,000万円、合併振興基金では約25億400万円、公共施設等整備基金では約6億3,500万円をそれぞれ見込んでおります。

以上です。

（田中）それでは、何点か質問させていただきます。

先ほどちょっと答弁があったのですが、ちょっと分からなかったのですが、14ページの財産収入のところなのですけれども、財産運用収入、次のページに利子及び配当金ということで、何か答弁的には最初の契約、利子の契約でこうなったという。ここの15ページのほうに載っているのは、マイナスの金利が載っているのですよね。だから、そこがちょっと理解できなかったのも、最初の契約であればマイナスの金利ということはあるまいかなと思ったので、そこをちょっと質問させていただきます。

（会計課長）こちら各基金の利子につきましてそれぞれ増減がありますが、こちら予算編成時におきましては3年度末の基金残高に4年の9月までの基金の取崩しや積立ての金額を加味しまして予測を立てて、5年度の予算を編成しております。その後、5年12月時点で5年度の基金の利子につきましては案分するというふうな決まりを設けておりますので、その5年の12月時点の基金の残高と予算編成時の基金の残高に変更がありましたことから今回調整を行うもので、各基金の利子が増減しております。

以上です。

（田中）それでは、次に17ページなのですけれども、収入印紙と収入証紙のマイナスの額が載っていると思うのですけれども、それで一応説明の中で返還をしたという話だったと思うのですけれども、要するにもう年度末が近づいたので、そんなに取っていても使うあれがないかなというので返還をしたのか、その辺の理由をお聞かせください。

収入証紙と収入印紙の売りさばき手数料の関係で、手数料だからあれなのだろうけれども、要するに証紙と印紙を返還したという話を書いてあったのですけれども、説明の中で。だから、ある程度の使う見込みがなくなったので返還をした。それにしてはマイナス、要するに返還をしたから売りさばき手数料はないということで、そのマイナスというふうに見ればいいのですか。実質的に収入証紙と収入印紙は数が減っていると。要するに手数料はなくなるよということのマイナス、売りさばき手数料でいいのですか。言っていることが分からないかな。

（会計課長）17ページの会計課の埼玉県収入証紙の返還収入のことです。ろしかったでしょうか。今回、12月末をもちまして県証紙の販売のほうを終了しました。今まで保有しておりました県証紙につきましては、もう使用ができないということになりましたので、県のほうへ返還をさせていただきます。県のほうへ返還したことによりまして、その持っていた県証紙の額面から手数料のほうを差し引かれて収入が入ってきたものです。

以上です。

（田中）今そのところにもう一個、印紙も載っているのですよね。だから、そこもちょっと理解できないのですけれども。収入印紙のほうです。

（会計課長）収入印紙につきましては、市民課のパスポートセンターでの予算になっておりますので、会計課の予算ではないです。

（田中）ちょっとすみません、しつこくて申し訳ないのですけれども、要するに証紙の取扱いと証紙がそういうのがなくなるという話が証紙の減額で、収入印紙のほうも関係あるのかどうかというのを、ではちょっと聞きたいのですけれども。関係はないのですか、収入印紙のほうは。

（会計課長）収入印紙のほうは国の事業としてやっておりますので、なくなるということは今のところはないです。

（田中）それでは、次に25ページ、選挙管理委員会事務局のところなのですが、全部マイナスで大体確定しているのですけれども、私ちょっと思ったのだけれども、例の今回の選挙の関係で特別にやった掘り起こし

というか、選挙の不服か何かあって、選挙事務は特別にやったと思うのです。それがちょっとこの中に入らないので、それ多分人件費とか入れるとお金かかっているのではないかなと思うので、そのものについての金額はどこへ行ってしまったのでしょうか。どこで賄ったのかという質問です。

（総務課長）今回減額させていただいているのは、市議会議員一般選挙の執行経費、予算の残額を減額しております。当選の効力に対する異議申出があって、その審議などをしておりますが、そういった委員さんの費用弁償ですとか、そういったものを支払った後のものを今回減額をさせていただいているところでございます。

（田中）要するに今の委員報酬については含まれているということでしょうか。よろしいわけですね。ありがとうございました。

（竹田）議案第37号の6ページで、包括施設管理業務委託を27施設また増やすということですが、政策的な転換として、どこまでその包括施設管理業務委託というのは増やしていく予定なののでしょうか。

（資産管理課長）来年度から142施設ということになりますが、今後指定管理の更新があるものについては何施設か、産業観光館ひなの里であったりとか花久の里、こういったところが7年度、8年度に指定管理者の更新がありますので、そういった施設については、また包括に取り込むかどうかについて事業課のほうと検討することになると思います。既にもうほとんどの施設は包括のほうに入ってきているので、そんなにもう増えることはないのかなとは思いますが、また何施設かずつはちょっと数年で増えることにはなるかなというふうには考えています。

以上です。

（竹田）今包括で管理させていただいて、J Mが中心になって点検なんかされているのですけれども、よく点検している姿を見かけるのですけれども、では実際に職員は現場をどのように確認されておられるのでしょうか。

（資産管理課長）J Mのほうから今回マネジメントの一環としてシステムを導入させてもらっています。保育所とか公民館とかであれば職員が

いますので、そういった方とJ Mとの現地を見た上で、こういった修理方法がいか、また安くできるかとか、その辺も含めて、ではこういう方法で直そうかというような方針を決めて、それができる、作業ができる工務店とかに見積りを徴取しまして、それを関係する事業課のほうに上げるというような形を取っています。そこで写真と取った見積書と症状について、それを全て情報共有、そのシステムでできるようになっていますので、それを見て、ではこの修繕については直していきましょとか、そういったもので資産管理課のほうもそれでオーケーであればいいでしょうというような形で、情報共有をしながら修繕を行っているという状況です。

以上です。

（竹田）よく分からないのが、市民にとれば包括施設管理でやっているのと、それから指定管理でやっているのと、それから直営でやっているのと、基本的には市民の財産だから、市がみんな管理しているものだというふうに受け止めるのですけれども、例えば朝、鴻巣駅のエスカレーターが止まった場合に市に連絡すると、市の宿直の人が包括のほうにお願いをする。では、実際に駅のエスカレーターを管理するのは市の都市計画課ですよ。だから、そういう事業課との関連というのですか、そこら辺の連携というのはいまうまくいっているのでしょうか。

（資産管理課長）始めた当初、確かにエレベーターが止まってしまって、都市計画課のほうになかなかちょっと情報が遅れたという……エスカレーターが止まったときにちょっと情報が遅れてしまったというような話は聞いていますが、その後、ライン等も活用して都市計画課とJ M、そういったところも連携を取れるようにしておりますので、そういったところでは改善がされたのかなというふうに思っていますし、その後についても迅速な対応ができていうふうに今のところは認識しています。

以上です。

（竹田）情報の連携という点ではあれですけれども、私一番は、心配するのは、職員が現場に行かなくなる可能性が増えている。先ほども報告

を書類で確認しているというふうになってきたときに、現場に行かなくても J M の人が管理してくれていたりとかすると、実際に J M の人が見る視点と職員が見る視点と住民が見る視点が全然違ってくるわけだから、住民はそこで生活しているわけだから、そういう点からいうと、職員の皆さんが多忙だということもあるのだけれども、現場に行かなくなる可能性が出てくるのかなというふうにちょっと思っているのです。現場にこそ私は知恵があるし、いろいろな部分で見えてきているという点ではどうなのかなって。公共施設でも例えば保育所は子どもたちがいたり、保育所の例えば修繕などは J M がやってくださっている。では、保育所は、そういう点からいうと、保育所の職員の皆さんはその現地を見るわけだけれども、全体を包括しているところというのは見なくなる。特に教育委員会のほうの施設も包括に移動していくのですよね。都市計画課が持っている公園施設なども包括に移動してくるわけですよね。その点はちょっと懸念しているのだけれども、大丈夫ですか、公園施設、都市計画課が持っている。

（資産管理課長）なかなか全ての修繕を本庁舎等にいる事業課の職員が見て回るとするのはちょっと難しいかなというふうには感じています。ただ、大きい案件とか、そういったものに関しては、もちろん現地等も確認して修繕等の検討もしていますし、あとは担当の事業課の職員等も含めて研修会を毎月行ったりもしていますので、そういったところで担当の事業課のほうには施設を管理しているという認識を持ってもらうような対応は取っています。

以上です。

（竹田）基本的には包括で出すわけだから、仕事を依頼して、それで J M が基本的に受けて、J M がまた次の事業者に発注するわけですよね。修繕なども、それから公園の管理とか、そういうものも発注する。では、その人たちの働いている労務単価というか、そういうものというのはどこまで確認できるのでしょうか。

（資産管理課長）公園等については、建物の維持管理は J M でやっているのですけれども、清掃とか、芝のメンテナンスとか、そういったもの

は管理者自身でやっていますので、J Mのほうではちょっと関わってはいないのですけれども、人件費等については、保守についても全て再委託先の見積りを取って発注していますので、市のほうもそちらの見積りについて確認をしていますし、人件費等の単価を見ても決して安い単価を入れているふうには見受けられないので、その辺については対応できているかなというふうに考えています。

以上です。

（竹田）ということは、例えば修繕も全てJ Mがやっているわけではないですね。J Mがさらに市内の業者に発注をする、そのやり方が適切かどうかというのは鴻巣市も報告を受けながら確認をしていると。労務単価についても適切かどうか確認を取るということで、今いわゆる労務単価の問題で言えると建設職人の労務単価がなかなか上がらないという点では、先ほどの聞くと、例えば1日1万5,000円分の労務単価が保障された金額で発注されていると。そういう部分は確認しているのですね。

（資産管理課長）見積書の中で人件費等が出ているもの、こちらについては全て内容についても見ていますので。ただ、本当に小規模なものですと、人件費等もなく、なかなかちょっと判断難しいところはあるのですけれども、それなりのものについては人件費幾らとか、何人工とかという形を見て単価入れていますので、それについては問題ないと思っていますし、再委託先の業者から何か安過ぎるとか、そういった苦情等も受けたことはございませんので、適正にやられているのかなというふうに考えています。

以上です。

（竹田）では、包括管理の問題ではちょっと最後にしますが、J Mが受けて、J Mが全て修繕ができるわけではないので、例えば鴻巣市内の業者に依頼をする。でも、鴻巣市内の業者でも仕事ができないので、いわゆる1次、2次、3次下請に出しているとか、そういう事例というのはあるのでしょうか。

（資産管理課長）私のほうで把握している範囲では再委託先のほうで対応していますので、修繕なので、それぞれの専門の業者に頼んでいると

思います。そういった点では、さらにそこから委託されているとか、そういったことはないというふうに思います。

以上です。

（竹田）分かりました。包括でどんどん、どんどん、2次下請には必ず行っているということだけははっきりしていますよね。1次下請がJ M、その後修繕をする。J Mから清掃の依頼を受けると。例えば清掃の依頼、トイレの清掃の依頼を受けたシルバー人材センターは、さらにその会員に仕事を発注するわけですよね。だから、そういう点からいうと、もう3次下請に構造的には、トイレの清掃でいえば、なっていくのです。では、そのときの状況はどうかということが私たちは非常に問題視しているものですから、やっぱり一番はこの管理している事業課の職員も現地を見るということでぜひ徹底していただきたいと思っています。包括は、効率よく仕事ができると同時に、きれいに市民の皆さんの財産を適切に管理していただくことが必要なのです。ですから、そういう点でぜひお願いをしておきたいと思いますが、その点での周知徹底というのは今後どうなるのかを確認したいと思います。

（資産管理課長）その事業課との話等もあると思うのですが、ちょっとそちらについても今後の課題というような形で考えていきたいと思っています。

以上です。

（竹田）続いて、17ページの財政調整基金が減額になっています。理論値で財政調整基金はこの年度末で幾らになるのかをちょっとお聞きしておきます。

（財政課長）財政調整基金の11号補正ご承認いただいた場合の年度末の残高につきましては、約32億2,000万円を見込んでおります。

（竹田）現在の時点で32億円ですよね。それで、いわゆる決算の段階でいくと多分繰越金が出てくる。繰越金の中からまた財調に積み立てると、予算規模からいったら私は非常にたくさんの基金になるのではないかと、いうふうにちょっと想定するのですが、私の想定は間違いでしょうか。そんなことあり得ないというふうに言えるのかどうか、ちょっと確認を

したいと思います。

（財政課長）委員のおっしゃることもよく分かるのですが、実は当初予算の中で、予算をつくる中で、6年度当初予算で実は32億から18億4,000万を繰り入れている形になるので、そうなりますと一旦予算が成立しますと、お金自体はあるのですけれども、一応帳簿上は13億ぐらいのお金になってしまうというようなところがありますので、実際また今度5年度が終わって繰越しできるというお金が出てきますと、また20億円とかそういうのが出てきた場合にまた戻せるような形になってくるというところですので、予算上は一旦32億あったとしても余裕があるというわけではないという状況になっております。

以上です。

（竹田）あと、財調の話をしましたけれども、そのほかにいわゆる減債基金なども今補正をしています。それぞれの例えば基金残高の理論値というのは出るのでしょうか。例えば減債基金とかいろいろ補正をした部分での理論的な数値というのは出るのでしょうか。今すぐ出なければあれですけれども。というのは、鴻巣はたくさんいろんな種類の基金を持っているのですよね。いろいろな種類の基金を持って、それでやっているから、財政調整基金という一くくりではないので、目的別の基金でやっていて、昨年度の決算見ると約100億円近くの基金があるということですよ。そういう点からいうと、急で申し訳ないのですけれども、理論的な基金残高というのは出るのでしょうか、この補正をやった後に。補正の部分だけの基金でも結構ですけれども。今財調お聞きしましたけれども、減債基金とかその部分。

（財政課長）こちらのほう、5年度末、11号補正でというところでお話しさせていただきますと、財政課のほうで直接管理させていただいてます減債基金は、この11号補正終わった時点というところだと約7億2,700万円。あと、先ほど金澤委員さんの回答の中でもお話しさせていただいた合併振興基金は約25億400万円。あと、公共施設等整備基金につきましては、約6億3,500万円というところが5年度末というところであるという状況になります。

以上です。

（竹田）鴻巣市はいわゆる目的別の基金をたくさん持っていて、特に合併振興基金などはあと25億円もあるというところで見ると、財政的には一定程度余裕がある運営になっているのではないかというふうに受け止めますが、この補正をやった上での評価はどのようにされていますでしょうか。

（財政課長）実際今回補正後というところですけども、もちろんこの後ご審議いただきます6年度当初予算というところでもこちらのほう活用させていただく部分も多々ございます。また、今後かかってくる費用がかなりあるだろうなという事業もございますので、そちらのほうに活用させていただくというところもございますので、一概に財調、合併振興基金が今あるから問題ないですよというのもなかなか言いづらいという部分はありますが、こちらについては活用する予定があるというようなどころもあるという状況になっております。

以上です。

（竹田）21ページの資産管理課でやっている本庁舎の需用費の減額がありますよね、2,500万円ほど。これは何ゆえにこのような金額が出ているのか伺います。

（資産管理課副参事）今回の減額につきましては、電気料金等が少額で済んだことによるものでございます。

以上です。

（竹田）補正、いわゆる年度でそれぞれ増額しなかったののでしょうか。本庁舎維持管理費の中では増額しなかったのでしょうか。途中で増額しないまんま、この金額で減額になっているという受け止めでよいのか確認します。

（資産管理課副参事）今年度予算につきましては増額しておりません。
以上です。

（委員長）竹田さん、すみません、暫時休憩といたします。

（休憩 午後2時04分）



（開議 午後２時０４分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（竹田）続いて、21ページの備品購入費です。これも減額していますけれども、幾らで選定してこの金額になったのかを伺います。

（ＩＣＴ推進課長）情報系システム事業の備品購入費の減額ということによろしいですか。今年度、職員貸与パソコンとして購入したのは、デスクトップパソコンが127台、ノートパソコンが24台を購入してございます。デスクトップパソコンにつきましては、予定価格、これ税込みになります。1,858万1,530円を予定価格としておりました。これに對しまして落札額が、こちら税込みになります。1,187万4,500円となりますので、予定価格と落札額の差額が670万7,030円という入札でございました。ノートパソコン及び附属品につきましては、24台で予定価格がこちら税込みで493万4,160円、これに對しまして落札額が、こちら税込みで269万2,800円、予定価格と落札額の差額としましては224万1,360円でございました。

以上です。

（竹田）安く落札できたのはいいのですが、そもそもの予定価格というか設定価格というのは、どういう基準でこの1,800万くらいになったのでしょうか。

（ＩＣＴ推進課長）まず、当初予算を計上します段階で、一度複数の業者から見積りを取って予算計上しております。ただ、毎回のようにはやはり落札額との差が大きいものですから、一度入札前に企業毎に改めて参考見積りを複数者から取りまして、予定価格を決定しているところです。それであったとしても、ちょっと今このような差額になっているという現状です。

以上です。

（竹田）申し訳ない、そういう機器類の部分というのはよく分からないのですが、例えば建設だといわゆる建設単価というのがあって、埼玉県建設単価に基づいていろいろ設計して行って、これが予定価格になるのですが、ノートパソコンのようなものという、その設定

価格という基準というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

（ＩＣＴ推進課長）特に基準があるわけではございません。

（竹田）分かりました。適切にノートパソコンなりデスクトップが使われることを期待して。

次に、選挙管理委員会の減額で、とりわけ費用で私どもも使ったり使わなかったり、例えば宣伝カー、広報カーとか、そういう部分というのはあるのですけれども、結構選挙管理委員会でも減額が出ていますが、主な理由は何だというふうに判断されているのでしょうか。

（総務課長）今回減額させていただいているのが、総額で2,967万5,000円となっております。そのうちおよそ4分の3を占めているのが公営費負担金となっております。公営費負担金のうち、選挙運動用自動車については1,187万1,000円ということで、かなり大きな金額になっているかと思えます。これ予算編成段階では、候補者数を35人と見込んでおりました。あとは、金額としては公営費負担金の上限額を基に算出しておりましたので、実際に選挙運動で皆さんが使用されたものがそれより小さかった場合には、そういった差額が生じております。その分を減額させていただいております。

以上です。

（竹田）何人立候補するかよく分からないというのはありますし、どのようにいろいろ活用するかというのは分かりませんから、当然こうした差異が出ると思うのですけれども、それに当たって、道路交通法が変わって、例えば宣伝カーなどは届出が必要なくなったとか、いろいろ警察の方が来て説明されたり、いろいろするのですけれども、例えば郵便局のはがきを出すのも含めて、それらの人との連携というのはどうなっているのでしょうか。今回説明する時間が非常にかかったということもありますので、そこら辺の連携というのはどのようになっているのかをお尋ねしておきます。

（総務課長）道路交通法の関係については警察のほうの所管になっておりますので、その部分の説明については警察のほうにお任せしております。まして、立候補予定者説明会の事前に説明の依頼などをしております。ま

た、郵便局に関しても、そういった事前をお願いをして、詳細な説明をしていただいているところでございます。

以上です。

（竹田） もちろんそうなのですが、今回非常にいつもの年に比べて時間を要した説明会でしたよね。というふうに私は受け止めているのですが、そういう点からいうと、例えば3時間以内に説明が終わるとか、5時間以内に説明が終わるとか、そういうことも含めた時間を割り振るとか、そういう連携というのはされているのか伺います。

（総務課長） 立候補予定者説明会の説明のために出ていただく依頼をするときに、こんな感じでという時間配分的なものなどもご説明した上でお願いしているところではありますが、質問があったり、そういった部分で今回の説明会では時間を超過してしまったのかなというふうに考えております。

以上です。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時13分）

◇

（開議 午後2時28分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（竹田） 議案第37号ですが、債務負担行為補正で包括施設管理業務委託を、27施設を増やして、来年度では142施設にするという点では、このところは1次下請、2次下請というように、本来、例えば清掃作業だったらこれまでは市が直接清掃をお願いしたのに、1次、2次でやるという点では、なかなか現場の様子をきちんと把握するという点では、今の管理状況の中で私は問題があるというふうに思いますので、この点を指摘

し、反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はございますか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時30分）

（開議 午後2時34分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号の資料請求についてですが、竹田委員より請求のありました議案第41号の資料について、お手元に配付いたしましたので、ご確認ください。なお、タブレットにつきましては、後ほど掲載をいたします。

（総合政策課長）ただいま竹田委員さんの請求にお配りいたしましたふるさと納税の関係の資料につきまして、表題で「議案第41号 令和5年度一般会計予算」となってしまうておるのですが、正しくは「令和6年度」ということで、申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。以上です。

（委員長）よろしいでしょうか。

次に、議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の歳入について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。

（何事か声あり）

（総務部参事兼やさしさ支援課長）発言の訂正をお願いいたします。

60ページの地域人権啓発活動活性化事業委託金につきまして、「国の委託事業を県が受託し、さらに市が再受託しているもの」と申し上げるところを、「県の委託事業を県が受託し、さらに市が再受託しているもの」と申し上げてしまいました。おわびして訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいまの訂正につきましてはご了承承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任を願います。

（財政課長）申し訳ございません。普通交付税のところでの訂正をお願いいたします。

本来であれば「国の令和6年度地方財政対策によりますと、地方交付税の総額は令和5年度と比較して」と申し上げますところを間違えまして、「令和5年度地方財政対策によりますと、地方交付税総額は令和6年度」と発言してしまいました。訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

（委員長）ほかに発言の訂正はございませんか。

ただいまの発言の訂正につきましてはご了承承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

これより質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（金澤）先ほど資料請求した、頂きましたよね。これについての説明というのはなくてもいいのですか。議案41号の一般会計予算のふるさと納税促進事業等で……

（何事か声あり）

（金澤）歳出でやるの。確認します。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時26分）



（開議 午後 3 時 2 6 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を求めます。

（茂利）それでは、一般会計、特別会計予算の歳入の質問をさせていただきます。

24ページの市たばこ税につきまして、令和5年度より多少増えておりますが、ここで今一番売れているというか、そういった店舗とか、もしあればお願いいたします。

（税務課長）まず、微増の理由ですが、こちらたばこの売上げ本数が増加しているためでございます。1か月ごとにたばこの卸売販売業者からの申告書が届いておりますが、これによると、この1年間では一月当たりの平均で7万本ほど売上げ本数が増加しており、たばこの種類としては加熱式たばこが増加しております。加熱式たばこの増加の要因としては、たばこ製造業者が加熱式たばこの銘柄を拡充したり、加熱式たばこの機器の価格を引き下げたりしたこと、また煙や臭いが紙巻きたばこに比べて気になりにくいことなどが考えられております。

また、ご質問にあります一番売れている店舗ですが、たばこの卸売販売業者からの申告書には1か月間の売上げ本数や税額が記載されておりますが、個別の店舗ごとの売上げ本数は記載されておられません。そのため、販売数の多い店舗については把握していないというのが現状でございます。

以上です。

（茂利）続きまして30ページ、庁舎等使用料につきまして。令和5年度より多少減っておりますけれども、その要因は。お伺いいたします。

（資産管理課長）庁舎等使用料は、保険料、光熱水費、施設管理委託料、駐車料金について、別事業者となる水道課よりいただいております。予算積算の光熱費については前年度の費用を参考に算定しておりまして、令和5年度の予算は、令和4年度の電気料金の高騰により、多めに見込んでいたものです。しかし、5年度は想定していたほど単価も高くありませんでした。そのため、令和6年度では減額となっています。

以上です。

（茂利）続きまして、62ページの土地貸付料につきまして。説明もあったのですが、主な土地をまたお伺いいたします。

（資産管理課長）貸付料をいただいている方は、法人や個人の今15者からいただくと見込んでいます。金額的に大きなところでは、鴻巣駅西口で駐輪場を行っているアマノマネジメントサービス、それと郷地にあるこのすたんぽポ翔裕園、それとさいたま地方法務局、交番や市内4か所にある駐在所の貸付けとして鴻巣警察署などからとなっています。

以上です。

（茂利）続きまして、同じく62ページなのですが、土地売却収入につきまして、主な売却土地をお伺いいたします。

（資産管理課長）こちらの予算の積算に当たりましては、具体的な土地の売却を見込んではいません。赤道などの随時道路等売却の令和2年度から令和4年度の過去3年間の平均を計上しております。

以上です。

（田中）歳入ですね。それでは、20ページの滞納繰越分で70万円、一応出ているのですが、この滞納繰越額というのを決める基準というのは、どのようにして決めているのでしょうか。

（収税対策課長）滞納繰越分につきましてお答えいたします。

法人市民税の滞納繰越分の積算方法につきましては、令和5年12月末時点の調定額をベースとして、現年課税分と滞納繰越し分の決算見込額から翌年度に繰り越される滞納額を算定し、そこから不納欠損額の見込額を差し引き、令和6年度に繰り越される滞納額を想定し、令和6年度に見込まれる徴収率を乗じて予算額を積算しております。

積算の詳細につきましては、令和5年度の現年課税分の徴収率を99.9%、滞納繰越し分は40.0%と見込み、現年課税分の調停見込額7億4,263万2,676円に0.1%を乗じたものに、滞納繰越分の調停見込額739万2,916円に60.0%を乗じたものを加算し、令和5年度の滞納繰越見込額を517万8,382円と算定いたしました。この滞納繰越見込額から令和2年度から令和4年度までの不納欠損の平均値16万円を差し引き、令和6年度に繰り

越される法人市民税の調停見込額を501万8,382円とし、令和6年度に見込まれる徴収率を15.0%として積算し、10万円未満を切り捨て、令和6年度の法人市民税滞納繰越分の予算額を70万円と算出いたしました。
以上です。

（田中）今市税の滞納繰越し分の説明だったのですけれども、もう一点、都市計画税のほうのもうちょっと下の24ページになるのですけれども、そちらの滞納繰越額の基準、計算方法というのはまるっきり違う内容なのでしょうか、それとも似たようなところなのでしょうか。

（収税対策課長）計算方法につきましては、法人市民税と同じでございます。

（田中）24ページです。地方道路譲与税、科目存置で載っているのですけれども、これって実際に入るのはいつ頃入るのでしょうか。できれば、どのくらい入る予定を立てているのでしょうか。

（財政課長）こちら地方道路税の徴収金を財源として市に交付されるものでしたが、平成21年度より一般財源化に伴い、地方揮発油譲与性に改められております。現在、地方道路譲与税法の改正前に課税された分で滞納繰越分として納付される場合があるため、こちら科目存置として計上しております。また、いつ頃どのくらい入るかということにつきましては、近年は歳入していない状況となっております、入る場合は年度末に入るのではないかなと考えられます。

以上です。

（田中）その下なのですけれども、26ページにやはり自動車取得税交付金というのがあるので、それについても説明をお願いします。

（財政課長）こちら自動車の購入時に取得価格に対して課税される自動車取得税の財源の一部を市町村へ交付するものでしたが、こちら令和元年10月に廃止され、環境性能割が導入されました。本来なら廃止をするところですが、自動車メーカーの排出ガス不正が生じた場合には自動車取得税の追徴課税が実施され、納入される場合があるための科目存置となっております。実際に令和4年度には日野自動車の件で歳入したケースがあります。

以上です。

（田中）次に、30ページなのですけれども、公衆電話ボックス敷地使用料なのですけれども、ちょっとこの場所なのですけれども、本庁舎、新館、どこにあるかって意外と毎日来ていて気がつかなかったのですけれども、お教えいただければと思います。

（資産管理課副参事）公衆電話ボックスの設置してある場所でございますが、まず本庁舎敷地内と旧第二庁舎敷地内と、市営団地の下谷団地内と陸上競技場内とコスモスアリーナ吹上の中に、5施設に設置してございます。

以上です。

（田中）次に、この30ページなのですけれども、雨量観測所敷地使用料、これ本庁舎の1階って説明を言っているのですけれども、1階、雨が、屋根がないところだと思うのですけれども、これもちょっと場所がわからないので、お願いします。

（資産管理課副参事）雨量観測所につきましては、本庁舎の敷地内でございますが、保健センターと本庁舎の間の駐車場がございますけれども、駐車場の植栽帯の中に設置されております。

以上です。

（田中）すみません。一応質問で出してあるのですが、30ページ、やっぱりこの広告放映用……ごめんなさい、これモニター設置使用料だ。これ吹上さん説明あって、川里も説明あったのだけれども、鴻巣がなかったので、もうちょっと後のページに鴻巣のやつが一括で36万か何か載っているのですが、それかどうかの確認をしたいのですが。次の、たしかどこかに本庁舎のやつが三十何万載っているのですけれども、それかどうかの確認をしたいのです。

（吹上支所長（部長級））この広告放映用モニター、この設置使用料につきましては、新館の市民課の窓口、また吹上、川里両支所の市民グループの窓口、合計3か所に設置をされております。このモニターにつきましては、予算書の30ページ、31ページに先ほど吹上、川里のそれぞれの説明をさせていただきましたが、同じページの上から3つ目の市民課、

広告放映用モニター設置使用料 4 万 3,000 円、そちらのほうに記載されておる、この数字となります。

以上でございます。

（田中）金額って、それ鴻巣の分。要するに吹上と川里があるので、鴻巣の分はとちょっと聞いているのですけれども。金額的に今 4 万では鴻巣も額少ないかなと思うのだけれども。どこかに三十何万って載っていたのです。それが鴻巣かなと思ったのだけれども、見つからないのです。

（資産管理課副参事）お答えします。

予算書 73 ページをお開きください。今委員のほうでおっしゃっている 36 万円でございますけれども、それにつきましては資産管理課の広告放映料でございます。

以上です。

（田中）というと。鴻巣の分の、要するにこっちの鴻巣地域分のいうか、本庁舎もしくは新館の放映料がどこに載っているかということなのだけれども。

（資産管理課副参事）先ほどの吹上支所、川里支所と同じ、モニターの放映の使用料につきましては、同じく予算書の 73 ページの市民課の広告放映料のところに載っております。

以上です。

（田中）36 万円が同じものだというふうに考えていいのですね。その下のほうにも 19 万 8,000 円というのも載っているのです。だから、電算に画面に出てくるのが鴻巣分のがどれかというのがちょっと知りたかったのです。すみません、整理してください。

（吹上支所長（部長級））吹上、川里、両支所の広告放映用モニターの使用料、先ほど説明させていただきましたが、これと同じ考え方に基づいた部分は、市民課の窓口にやっぱりモニターございますけれども、その使用料は 31 ページ目の上から 3 つ目にあります市民課の広告放映用モニターの設置の使用料 4 万 3,000 円が使用料として計上されております。これに併せて、先ほど資産管理課のほうでもお話がありました 73 ページ、中段よりやや下段になりますけれども、市民課の丸ポチの 3 つ目に広告

放映料という項目がございますけれども、ここの部分につきましてそれぞれ、要はモニターに放映されている、長田広告というそちらの業者なのですけれども、そちらのほうから月1万5,000円の12か月分の消費税という形の19万8,000円の入が入ってくるという状況でございます。以上です。

（田中）申し訳ないのですけれども、さっきの36万円は、そうするとその他どこかの広告料ということなのでしょうけれども、それって分かりますでしょうか。

（資産管理課副参事）お答えします。

先ほどお答えしましたモニターとは別に、本庁舎の1階のロビーと新館の1階のロビーにデジタルサインの広告塔が置いてございます。これの広告放映料が36万円でございます。

以上です。

（田中）了解です。

それでは、62ページなのですけれども、62ページのごみ処理施設等整備基金利子等で、基金の総額というのを一応教えていただけますでしょうか。

（会計課長）こちら所管しておりますのが環境課のほうになっております。環境課のほうにも確認をさせていただいたのですが、今回の令和6年度の当初予算をご承認いただいた場合、利子を含めると約18億9,500万円の見込みです。

以上です。

（田中）次はちょっと一般質問で出しているのも、同じ質問をしているので、申し訳ない、飛ばしていただいて、資産管理課の土地売払収入なのですけれども、これって赤道とかってさっき答弁あったと思うので、私はどこかの土地を売るのかなと思ったので、一応答弁、説明いただいたので、これは結構です。

次に、最後になるのかな、これ。総合政策課の64ページなのですけれども、企業版ふるさと寄附金450万円、これどのように見積もったのかということなのです。

以上です。

（総合政策課長）企業版ふるさと寄附金、予算額にして450万円の内訳ですが、積算根拠としましては、企業からの寄附の申出を市が直接受付しまして受け入れる分として150万円。また、企業版ふるさと納税の受入れ拡大を図るために、今年度から開始いたしました市と企業版ふるさと納税を検討している企業とマッチングする業務委託を通じて受け入れる分として300万円を見込んでおります。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3 時 4 9 分）

（開議 午後 3 時 5 0 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は以上で散会といたします。またあしたよろしく願いをいたします。

お疲れさまでした。

（散会 午後 3 時 5 0 分）